

2013年6月

発行登録追補目論見書



エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー
(HSBC Bank plc)

エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー
2018年12月28日満期 トルコ・リラ建社債

－ 売 出 人 －

楽天証券株式会社

本社債はトルコ・リラ建てであり、元利金の支払いはトルコ・リラによって行われますので、円貨換算された本社債の元利金の支払金額は、日本円とトルコ・リラ間の為替レートの変動により影響を受けます。

【表紙】	
【発行登録追補書類番号】	24-外18-58
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月4日
【会社名】	エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー (HSBC Bank plc)
【代表者の役職氏名】	副秘書役 ロバート・ヒュー・マスグローヴ (Robert Hugh Musgrove, Deputy Secretary) 秘書補佐役 ケイト・エリザベス・ハドソン (Kate Elizabeth Hudson, Assistant Secretary)
【本店の所在の場所】	連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア8 (8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 神 田 英 一
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-5561-6600
【事務連絡者氏名】	弁護士 渡 部 峻 輔 弁護士 久米川 陽 子
【連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-5561-6600
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【今回の売出金額】	6,600,000 トルコ・リラ (円貨相当額 363,546,228 円) (2013年5月24日午後3時30分現在の売買相場為替の 気配値としてトルコ共和国中央銀行により発表された 数値の仲値 100 円=1.81545 トルコ・リラの換算レート で換算している。なお、円貨相当額のうち1円未満は切 り捨てて計算している。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成24年 6 月 29 日
効力発生日	平成24年 7 月 7 日
有効期限	平成26年 7 月 6 日
発行登録番号	24-外18
発行予定額又は発行残高の上限	5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
24-外 18- 1	平成 24 年 7 月 6 日	1,467,414,000 円		該当なし
24-外 18- 2	平成 24 年 7 月 6 日	465,795,000 円		該当なし
24-外 18- 3	平成 24 年 7 月 6 日	481,558,498 円		該当なし
24-外 18- 4	平成 24 年 7 月 6 日	506,973,600 円		該当なし
24-外 18- 5	平成 24 年 7 月 9 日	127,500,000 円		該当なし
24-外 18- 6	平成 24 年 7 月 19 日	283,416,000 円		該当なし
24-外 18- 7	平成 24 年 8 月 31 日	664,613,748 円		該当なし
24-外 18- 8	平成 24 年 8 月 31 日	310,153,082 円		該当なし
24-外 18- 9	平成 24 年 8 月 31 日	259,663,262 円		該当なし
24-外 18-10	平成 24 年 8 月 31 日	297,600,000 円		該当なし
24-外 18-11	平成 24 年 8 月 31 日	992,000,000 円		該当なし
24-外 18-12	平成 24 年 8 月 31 日	685,587,722 円		該当なし
24-外 18-13	平成 24 年 9 月 4 日	203,011,200 円		該当なし
24-外 18-14	平成 24 年 9 月 6 日	675,171,256 円		該当なし
24-外 18-15	平成 24 年 9 月 28 日	576,300,000 円		該当なし
24-外 18-16	平成 24 年 9 月 28 日	302,189,272 円		該当なし
24-外 18-17	平成 24 年 10 月 1 日	196,560,000 円		該当なし

24-外 18-18	平成 24 年 10 月 5 日	190,477,800 円	該当なし
24-外 18-19	平成 24 年 10 月 5 日	164,000,000 円	該当なし
24-外 18-20	平成 24 年 10 月 29 日	159,468,291 円	該当なし
24-外 18-21	平成 24 年 10 月 31 日	603,950,000 円	該当なし
24-外 18-22	平成 24 年 10 月 31 日	477,854,962 円	該当なし
24-外 18-23	平成 24 年 11 月 5 日	200,235,833 円	該当なし
24-外 18-24	平成 24 年 11 月 7 日	252,000,000 円	該当なし
24-外 18-25	平成 24 年 11 月 19 日	305,356,260 円	該当なし
24-外 18-26	平成 24 年 11 月 26 日	195,501,600 円	該当なし
24-外 18-27	平成 24 年 11 月 26 日	200,336,640 円	該当なし
24-外 18-28	平成 24 年 11 月 28 日	363,000,000 円	該当なし
24-外 18-29	平成 24 年 11 月 30 日	696,204,000 円	該当なし
24-外 18-30	平成 24 年 11 月 30 日	501,150,000 円	該当なし
24-外 18-31	平成 24 年 12 月 3 日	210,700,000 円	該当なし
24-外 18-32	平成 24 年 12 月 28 日	920,010,000 円	該当なし
24-外 18-33	平成 25 年 1 月 8 日	650,400,000 円	該当なし
24-外 18-34	平成 25 年 1 月 16 日	411,303,450 円	該当なし
24-外 18-35	平成 25 年 1 月 21 日	208,800,000 円	該当なし
24-外 18-36	平成 25 年 1 月 21 日	314,265,000 円	該当なし
24-外 18-37	平成 25 年 1 月 28 日	200,000,000 円	該当なし
24-外 18-38	平成 25 年 1 月 29 日	264,000,000 円	該当なし
24-外 18-39	平成 25 年 1 月 31 日	523,250,000 円	該当なし
24-外 18-40	平成 25 年 1 月 31 日	163,513,350 円	該当なし
24-外 18-41	平成 25 年 2 月 4 日	906,000,000 円	該当なし
24-外 18-42	平成 25 年 2 月 6 日	302,000,000 円	該当なし
24-外 18-43	平成 25 年 2 月 6 日	654,435,648 円	該当なし
24-外 18-44	平成 25 年 2 月 7 日	292,030,000 円	該当なし

24-外 18-45	平成 25 年 2 月 8 日	348,874,048 円	該当なし	
24-外 18-46	平成 25 年 2 月 19 日	378,320,000 円	該当なし	
24-外 18-47	平成 25 年 3 月 29 日	736,695,000 円	該当なし	
24-外 18-48	平成 25 年 3 月 29 日	864,456,000 円	該当なし	
24-外 18-49	平成 25 年 3 月 29 日	978,398,400 円	該当なし	
24-外 18-50	平成 25 年 4 月 2 日	308,582,400 円	該当なし	
24-外 18-51	平成 25 年 4 月 2 日	207,532,224 円	該当なし	
24-外 18-52	平成 25 年 5 月 2 日	544,940,000 円	該当なし	
24-外 18-53	平成 25 年 5 月 2 日	457,779,493 円	該当なし	
24-外 18-54	平成 25 年 5 月 2 日	681,530,400 円	該当なし	
24-外 18-55	平成 25 年 5 月 7 日	498,417,000 円	該当なし	
24-外 18-56	平成 25 年 5 月 22 日	1,186,849,400 円	該当なし	
24-外 18-57	平成 25 年 5 月 31 日	602,160,000 円	該当なし	
実績合計額		26,620,283,839 円	減額総額	0 円

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 473,379,716,161 円

（発行残高の上限を記載した場合）

番 号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし						
実績合計額		該当なし	償還金額	該当なし	減額総額	該当なし

【残高】 該当なし

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) 当行は、本書において、課税、法令及び規制についていかなる助言もするものではない。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
売出社債（売出短期社債を除く。）	1
2 売出しの条件	2
第3 第三者割当の場合の特記事項	23
第二部 公開買付けに関する情報	24
第三部 参照情報	25
第1 参照書類	25
1 有価証券報告書及びその添付書類	25
2 四半期報告書又は半期報告書	25
3 臨時報告書	25
4 外国会社報告書及びその補足書類	25
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	25
6 外国会社臨時報告書	25
7 訂正報告書	25
第2 参照書類の補完情報	25
第3 参照書類を縦覧に供している場所	35
第四部 保証会社等の情報	36
「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	37
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	39

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（売出短期社債を除く。）】

銘柄	エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー 2018年12月28日満期 トルコ・リラ建社債（以下「本社債」という。）（注1）
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	6,600,000トルコ・リラ（注2）
売出価額の総額	6,600,000トルコ・リラ
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	阿波証券株式会社 徳島県徳島市寺島本町西一丁目5番地 愛媛証券株式会社 愛媛県松山市一番町四丁目1番11号共栄興産一番町ビル2F 楽天証券株式会社 東京都品川区東品川四丁目12番3号 品川シーサイド楽天タワー （以上3社を総称して、以下「売出人」という。）
記名・無記名の別	無記名式
各社債の金額	5,000トルコ・リラ（以下「額面金額」という。）
利率	年5.14%（注3）
償還期限	2018年12月28日（注4）
摘要	(1) 本社債につき、個別の格付は取得していない。 (2) 本社債のその他の主要な事項については、下記「売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注1) 本社債は、発行会社の社債及びワラント発行プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき、2013年6月27日（以下「発行日」という。）に、発行会社により発行され、かつ、2011年7月27日付約束証書（以下「約束証書」という。）により構成され、その利益を享受する。本社債に適用ある条項は、2012年6月19日付基本目論見書（その後に発行された補足目論見書を含み、以下「基本目論見書」という。）及び2013年6月下旬頃までに署名予定の本社債に係る最終条件書（以下「最終条件書」という。）に記載されている。本社債は、いかなる取引所にも上場されない予定である。

(注2) 本社債は、ユーロ市場で発行され、日本で売り出される。本社債のユーロ市場における発行券面総額は6,600,000トルコ・リラの予定である。本書において、「トルコ・リラ」は、トルコ共和国の法定通貨であるトルコ・リラをいう。

(注3) 本社債の付利は2013年6月28日より開始する。

(注4) 本社債は、下記「売出社債のその他の主要な事項 2. 償還及び買入れ (2) 税制上の理由による期限前償還」、及び「(5) 違法」に記載するとおり、期限前償還される可能性がある。

2 【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%
申込期間	2013年6月5日から2013年6月26日まで（注1）
申込単位	5,000トルコ・リラ
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店、各支店及び各営業所 （注2）（注3）
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし
摘 要	受渡しは2013年6月28日に行う。（注1）

（注1） 本社債の申込み、購入及び払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人から直接又は登録金融機関を通じてあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を売出人に提出しなければならない。同約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

（注2） 本社債は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「米国証券法」という。）、米国のいずれかの州の証券法又はその他の法域の証券法に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。また、そのように登録される場合を除き、米国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の勧誘又は売り付けを行ってはならない。ただし、ルール144Aに従う場合、レギュレーションSに依拠する国外取引で非米国人に対する場合、又は米国証券法の登録義務の免除若しくは当該登録義務に服さない取引に従う場合で、かつ、その他の適用ある証券法を遵守する場合はこの限りではない。本項において使用される用語は、米国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

（注3） 本社債は、米国税法のTEFRA Dに従う。米国の税務規則により認められた場合を除き、米国若しくはその属領内において、又は、米国人（United States Person）に対して、本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。本項において使用される用語は、米国内国歳入法及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

売出社債のその他の主要な事項

1. 利息支払いの方法

- (1) 各本社債の利息は、トルコ・リラによる額面金額に対して年5.14%の利率で、利息起算日である2013年6月28日（同日を含む。）からこれを付し、2013年12月28日を初回とし、及びそれ以降2018年12月28日（以下「満期償還日」という。）又は期限前償還日まで、毎年6月28日及び12月28日（以下、それぞれ「利払日」という。）に、下記「3. 支払い」の規定に従って支払われる。利息起算日又は前利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を除く。）までの利息期間の利息として額面金額5,000トルコ・リラの各本社債につき支払われる利息の金額は、各利息期間につき128.50トルコ・リラであり、各利払日に支払われる。

利払日が営業日（下記に定義される。）に当たらない場合には、翌営業日を利払日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合は、当該利払日は直前の営業日とする。）。なお、かかる利払日の調整がなされた場合であっても、支払われるべき金額の調整は、一切なされない。

「営業日」とは、ロンドン、東京、ニューヨーク及びイスタンブールにおいて商業銀行及び外国為替市場が一般に支払決済を行っている日（土曜日及び日曜日を除く。）をいう。

(2) 本社債は、その最終の償還の日以降は利息を付さない。ただし、適法な呈示がなされたにもかかわらず、満期償還額（下記「2. 償還及び買入れ、(1) 満期における償還」に定義される。）、又は期限前償還金額（下記「2. 償還及び買入れ、(2) 税制上の理由による期限前償還」に定義される。）の支払いが不当に留保又は拒絶された場合は、各本社債に対し、(i) 当該本社債に関してその日までに支払期日が到来している全額が当該本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）により若しくは本社債権者のために受領された日、又は(ii) 計算代理人（下記に定義される。）が本社債権者に対して、計算代理人が本社債に関して通知した日から7日目の日までに支払期日が到来する全額を受領したことを通知した日から7日後の日（ただし、その後の支払いに不履行があった場合を除く。不履行があった場合には、本社債に対し継続して利息が付される。）のいずれか早い方の日まで（判断の前だけでなくその後も含めて）、本「1. 利息支払いの方法」に従って、継続して利息が付される。

「計算代理人」とは、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーをいう。

各本社債につき支払われる利息の金額は、各本社債の額面金額に、該当する期間に応じて上記に記載の利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される。ただし、0.01トルコ・リラ未満を四捨五入して計算する。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期における償還

各本社債は、償還期限前に償還又は買入消却されない限り、満期償還日に、額面金額5,000トルコ・リラの各本社債につき、額面金額の100%（以下「満期償還額」という。）にて償還される。満期償還日が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日を満期償還日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合は、当該満期償還日は直前の営業日とする。）。なお、かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

(2) 税制上の理由による期限前償還

発行会社が、本社債について、以下の通知を行う直前に主支払代理人（下記「4. 支払代理人（1）」に定義される。）に対して、

(i) 本社債の利息支払いの翌日に、発行会社が下記「8. 課税上の取扱い」の規定に従って追加額の支払いを要求されること、又は

(ii) 発行会社が当該本社債の償還を要求しようとする場合に（かかる目的において、発行会社がその他の方法で当該本社債を償還する権利を有するか否かについて考慮する必要はない。）、（主支払代理人がその単独かつ絶対的裁量により合理的であると判断する努力を発行会社が行ったか否かに関係なく）発行会社が下記「8. 課税上の取扱い」の規定に従って追加額の支払いを要求されること、

を了解させた場合、発行会社は、本社債につき、30日以上45日以下の事前の通知を本社債権者に行った後、当該本社債のすべて（一部は不可。）を、期限前償還金額（下記に定義される。）で償還するものとする。ただし、かかる償還の通知は、本社債に関する支払期限が到来している場合に発行会社が追加額の支払いを義務付けられた最も早い日より90日以上前にはなされないものとする。

「期限前償還金額」とは、期限前償還される各本社債について、発行会社が、誠実かつ商業的に合理的な方法で、かつ発行会社及び/又は発行会社の関連会社の関連するヘッジ取引及び/又は資金協定の解消のための合理的な経費及び費用を除いて、期限前償還日の直前の日の各本社債の公正な市場価値から決定したトルコ・リラ額をいう。

上記努力を行う発行会社の義務のみを条件として、主支払代理人が満足する独立した法律顧問又は会計士による証明書で、(i) 当該状況が現在において存在する旨、又は(ii) 当該証明書の日付現在において提案され、かつ、当該法律顧問又は会計士の意見によれば、本社債に関する元利金の関連ある支払いがその他の方法でなされる日以前に有効となると合理的に予想される連合王国の法律（当該法律に従う規則を含む。）の変更若しくは改正又はその解釈若しくは適用の変更が、その通りに有効となった場合に、それらの状況が存在するであろう旨を記載した証明書を、発行会社が主支払代理人に対して交付することにより、本「(2) 税制上の理由による期限前償還」に従って証明を要求される状況が十分に証明されるものとする。

(3) 買入れ

発行会社及び発行会社と直接的又は間接的に関係を有するすべての者の各々は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本社債を買入れることができる。かかる本社債は、保有、再発行、再販売、又は発行会社の選択により消却されうる。

(4) 消却

確定社債券（下記「11. その他、(1) 本社債の様式、額面額及び権利」に定義される。）の場合には、当該確定社債券に添付された期限未到来のすべての利札が付されているか、又は共に提出されたことを条件として、本「2. 償還及び買入れ」の「(1) 満期における償還」又は「(2) 税制上の理由による期限前償還」に従って償還された本社債はすべて直ちに消却されるものとし、本「2. 償還及び買入れ」の「(3) 買入れ」に従って買入れられた本社債はすべて、発行会社の選択により直ちに消却されうる。上記の通り償還又は買入消却された本社債はすべて再発行又は再販売することはできない。

(5) 違法

- (i) 計算代理人が、特に適用ある現在若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令、又は政府、行政、立法若しくは司法の当局若しくは権限の要件若しくは要求の遵守を理由として、本社債に基づく義務の履行がその一部又はすべてにおいて不法又は実行不可能となったと、その絶対的裁量により決定した場合、発行会社は、当該義務を終了する権利を有する。かかる状況において、本社債は下記(ii)の規定に従って発行会社の選択により償還される。
- (ii) 発行会社は、下記「10. 通知」に従って本社債権者に対して5日以上30日以内の事前の通知を送付することにより（かかる通知は取消不能とする。）、その日に未償還の本社債のすべて又は一部のみを期限前償還金額にて、いつでも償還することができる。

本(ii)に従って本社債（仮大券（以下「仮大券」という。）又は恒久大券（以下「恒久大券」という。）である本社債を除く。）がいずれかの日にその一部のみが償還される場合、償還される本社債は、主支払代理人が指定するヨーロッパの都市において抽選により決定されるか、又は主支払代理人が承認し、かつ、適切及び公正とみなすその他の方法若しくは場所において確認されるものとする。ただし、ユーロクリア・システム（以下「ユーロクリア」という。）及び/又はクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム・ルクセンブルク（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）（併せて、以下「振替機関」という。）の規程及び手続きに服し（かかる償還は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、その裁量により、プール・ファクター又は額面金額の減少のいずれかとして記載される。）、かつ、常に適用ある法律を遵守することを条件とする。

3. 支払い

- (1) 本社債に関する元金及び利息は、（以下の規定に服することを条件として）関連ある本社債の呈示及び引渡により支払われ、また、利息の支払いについては、（次段落を条件として）米国外に所在する支払代理人の指定事務所において関連ある利札の引渡により支払われる。本社債の支払いは、米国内の住所への郵送又は米国内で所持人が維持する口座への振り込みによりなされるものではない。

本社債の利息について支払われるべき金額の支払いは、米国又はその属領（米国歳入法及びそれに基づく規則に定義される。）内に所在する支払代理人の指定事務所で行なわれることはない。ただし、(a) 米国外に所在する支払代理人のすべての指定事務所における、支払期限の到来した当該本社債の利息につき支払われるべき金額の全額の支払いが違法であるか、又は為替管理若しくはその他同様の制限により妨げられる場合、及び (b) 当該支払いが、適用ある米国法により許可される場合を除く。かかる場合には、発行会社は、ニューヨーク市に指定事務所を有する追加の支払代理人を直ちに任命するものとする。

確定社債券の償還日後は、当該確定社債券にかかる期限未到来の利札（添付されているか否かを問わず）は無効となり、当該確定社債券に関する支払いは一切なされない。

上記にかかわらず、満期日及び利率が設定された確定社債券が発行され、当該確定社債券に付された又は当該確定社債券と共に引き渡された期限未到来の利札を伴わずに当該確定社債券が支払いのために呈示された際に差し引かれるべき金額が、支払われるべき金額を上回る場合、償還

日に当該期限未到来の利札（添付されているか否かを問わない。）は要求に応じて無効となり（かつ、それに関する支払いはなされない。）、差し引かれるべき金額は支払われるべき金額を上回らないものとする。前文の適用により、確定社債券に関する期限未到来の利札の一部（全部ではない。）が無効となる場合、関連ある支払代理人は、その単独かつ絶対的裁量により、いずれの期限未到来の利札が無効となるかを決定し、また、かかる目的上、その単独かつ絶対的裁量により、期限到来までの期間が短い利札よりも期間が長い利札を選択するものとする。

（上記の適用以外の理由により）本社債のいずれかの償還日が、当該本社債に付された利札の支払期日に当たらない場合、利札の直前の支払期日（又は場合により発行日）（当日を含む。）から当該本社債につき発生した利息は、当該本社債及び当該本社債に付された期限未到来のすべての利札の提出と引換えによってのみ支払いがなされる。

大券の様式による本社債（以下「大券」という。）の場合、その元金金の支払いは、ユーロクリア及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルクの勘定で保有される当該大券の関連ある部分についてユーロクリア及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルクに対してなされる（仮大券の場合には、それに規定された証明を条件とする。）。かかる状況において、ユーロクリア及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルクは、当該大券に関する元金又は（場合により）利息を、当該大券の持分がその帳簿の貸方に記入されている者の貸方に記入する。

- (2) 以下の規定が本社債に適用される。本社債に関して支払われるべき金額（元金、利息又はその他）の支払いは、小切手により、又は受取人の選択により、（本社債に関する支払いについて）受取人が指定した米国外に所在するトルコ・リラ建ての口座への送金により、トルコ・リラでなされる。

支払いは、いかなる場合においても、下記「8. 課税上の取扱い」の規定を侵害することなく、支払場所において適用ある財務その他の法令に従う。

上記の一般性を害することなく、発行会社は、発行会社、発行会社の親会社若しくは持株会社又は当該親会社若しくは持株会社の子会社が、米国連邦所得税法又は発行会社、かかるその親会社、その持株会社若しくはその子会社が遵守すべきその他の法律の要件を遵守するために必要な証明又は情報を支払代理人に提供するように、本社債又は利札に関する元金又は（場合により）利息の支払いを受ける者に対して要求する権利を留保する。

本社債に関して支払うべき金額は、0.01 トルコ・リラ未満を四捨五入するものとする。

4. 支払代理人

- (1) 当初の主支払代理人の名称及び指定事務所は、以下のとおりである。

主支払代理人兼発行代理人

名 称： エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー（HSBC Bank plc）

住 所： 連合王国 E14 5HQ ロンドン市カナダ・スクエア 8
(8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)

発行会社は、いずれかの支払代理人又は計算代理人の任命を変更又は終了し、及び/又はいずれかの支払代理人又は計算代理人が行為する指定事務所の変更を承認する権利を有する。ただし、

- (i) 本社債が未償還である限り、2000年11月26日から同年11月27日に開催された経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令 (European Council Directive) 2003/48/EC その他の指令を実施する法律に従って、税金を源泉徴収又は控除する義務を負わない欧州連合加盟国内に支払代理人を常に維持する。
- (ii) 本社債が未償還である限り、主支払代理人を常に維持するものとする。

- (2) さらに、発行会社は、上記「3. 支払い (1)」の第2段落に記載された状況においては、ニューヨーク市に指定事務所を有する支払代理人を直ちに任命するものとする。変更、終了又は任命は、下記「10. 通知」に従って、本社債権者に通知がなされた後にのみ (ただし、支払不能の場合を除く。かかる場合には即時に) 効力を生じるものとする。

5. 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、非劣後かつ無担保債務であり、その間に優先関係はなく、その発行日において、(法律により優先されるべき一定の債務を除き) 発行会社のその他のすべての未履行の無担保かつ非劣後の債務と同順位である。

6. 債務不履行事由

本社債に関して、以下の事由 (以下「債務不履行事由」という。) のいずれか1つ以上が発生し、継続した場合、本社債権者は、発行会社が受領した日に発効する発行会社への書面による通知により、所持人が保有する本社債の期限の利益が喪失した旨を宣言することができ、これによって当該本社債は、呈示、請求、異議申し立て又はその他いかなる種類の通知もなく、期限前償還金額、及び期限前償還金額に対して発生しかつ未払いの利息について、直ちに支払期限が到来するものとする。

- (a) 本社債若しくはそのいずれかにつき支払期限の到来した元金、又は本社債若しくはそのいずれかにつき支払期限の到来した利息に関する支払いが14日以上懈怠した場合。ただし、(1)かかる支払いに適用ある財務又はその他の法令を遵守するため、又はかかる支払いに適用ある管轄権を有する法域の裁判所命令に従うため、又は(2)かかる法令又は命令の有効性又は適用可能性に疑義が存在する場合において、主支払代理人が満足できる独立した法律顧問により、かかる有効性又は適用可能性について上記14日間になされた助言に従って、かかる支払いを差し控えるか又は拒絶する場合には、かかる債務不履行を構成しない。
- (b) 英国における発行会社の清算について命令がなされ、有効な決議が可決した場合 (関連ある本社債権者の特別決議 (下記「7. 社債権者集会、修正及び債務引受け」に定義される。) により、組織再編又は合併の仕組みに関する条件が事前に書面により承認されている場合を除く。)

7. 社債権者集会、修正及び債務引受け

社債権者集会

プログラムに関連する 1999 年 2 月 24 日付社債発行基本契約（2012 年 6 月 19 日に直近の修正及び再述がなされている。）（以下「社債発行基本契約」という。）には、本社債又は社債発行基本契約のいずれかの規定の修正に関する特別決議（発行及び支払代理契約に定義されている。）による承認を含む、当該本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を検討するために本社債の社債権者集会を招集することに関する規定が含まれている。かかる集会は、発行会社又はその時点で未償還の本社債の額面金額の 5%以上を保有する本社債権者により招集されうる。当該集会において特別決議を可決する定足数は、その時点で未償還の本社債の額面金額の 50%以上を保有又は代理する 1 名以上の者とし、延会においては、保有又は代理する本社債の額面金額にかかわらず、1 名以上の本社債権者本人又は代理人とする。ただし、当該集会の議事に本社債の一定の規定（本社債の満期償還日の変更、本社債に関して支払われるべき金額の減額若しくは消却、又は本社債の支払通貨の変更を含む。）の修正が含まれる集会においては、定足数は、その時点で未償還の本社債の額面金額の 75%以上を保有又は代理する 1 名以上の者とし、その延会においては、その時点で未償還の本社債の額面金額の絶対過半数を保有又は代理する 1 名以上の者とする。本社債の社債権者集会で可決した特別決議は、当該本社債権者が集会に参加したか否かを問わず、本社債権者のすべてを拘束するものとする。

修正

発行代理人及び発行会社は、本社債権者の同意なく、以下に同意することができる。

- (a) 本社債権者全体の利益に重大な損害を及ぼさない社債発行基本契約又は本社債の要項（以下「本社債の要項」という。）の修正、
- (b) 本社債又は社債発行基本契約の形式的、微細又は技術的な修正、又は明白な誤りを修正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的法律の規定を遵守するためになされる修正、
- (c) 本社債の最終の発行要項（関連ある最終条件書によって修正又は補足される本社債の要項を構成する。）と本社債の関連あるタムシートとの間の矛盾を修正するためになされる本社債の修正。

かかる修正は、本社債権者を拘束するものとし、当該修正後、下記「10. 通知」に従って実行可能な限り速やかに本社債権者に通知するものとする。

債務引受け

また、発行代理人及び発行会社は、本社債権者の同意なく、本社債及びそれに付された利札に基づく主債務者としての発行会社に代わり、発行会社の子会社若しくは持株会社又は当該持株会社の子会社（以下「新発行会社」という。）による債務引受けに同意することができる。ただし、当該本社債及びそれに付された利札は、発行会社により取消不能の形で保証される。かかる債務引受けがなされる場合、本書における発行会社は、新発行会社と解釈される。かかる債務引受けは、下記「10. 通知」に従って、関連ある本社債権者に速やかに通知される。債務引受けに係る権利について、発行会社は、何らかの目的で特定の領域に居所を有するか若しくは特定の領域の居住者であるか、又はその他特定の領域と関係を持っているか若しくは特定の領域の管轄に服していることに起因する本社債権者個人の当該権利の行使による結果を考慮する義務はないものと

し、本社債権者は、当該本社債権者に対するかかる債務引受けの租税上の公課について、補償又は支払いを発行会社に請求する権利を有さない。

以下は、社債発行基本契約別紙2の社債権者集会に関する規定である。

- 1) 以下の用語は、文脈上その他の解釈を要する場合を除き、以下の意味を有する。
 - (i) 「議決権証書」とは、発行会社が発行する英文による証書で、日付が付され、以下の事項が記載されているものを意味する。
 - (a) 当該日現在、一定の券面番号を有する本社債（当該議決権証書で指定された集会及びその延会に関して議決権一括行使指図書が発行されており、また、これが撤回されていない本社債を除く。）が発行会社に預託されており、又は（発行会社の満足するように）発行会社の指図に従って若しくは発行会社の管理下で保有されており、次のいずれかの事由が生じるときまで、当該本社債のかかる預託又は保有が停止されないこと。
 - (1) 当該証書で指定された集会又は（適用ある場合には）その延会の終了、及び
 - (2) 当該証書を発行した発行会社に対する当該証書の引渡し。
 - (b) 当該証書の持参人が、当該証書により表章される本社債に関する集会及びその延会に出席し、議決権を行使することができること。
 - (ii) 「議決権一括行使指図書」とは、発行会社が発行する英文による文書で、日付が付され、以下の要件を満たしているものを意味する。
 - (a) 本社債（当該議決権一括行使指図書で指定された集会及びその延会に関して議決権証書が発行されており、また、これが撤回されていない本社債を除く。）が発行会社に預託されており、又は（発行会社の満足するように）発行会社の指図に従って若しくは発行会社の管理下で保有されており、次のいずれかの事由が生じるときまで、当該本社債のかかる預託又は保有が停止されないことが証明されていること。
 - (1) 当該文書で指定された集会又は（適用ある場合には）その延会の終了、及び
 - (2) 返還される予定のかかる預託された各本社債につき発行会社から発行される受領書、又は（必要な場合には）発行会社の指図に従った若しくは発行会社の管理下での保有を発行会社の同意を得て停止される一又は複数の本社債が、当該集会又はその延会の招集時刻の 48 時間前までに発行会社に対して引渡されること。
 - (b) 当該本社債の各所持人が、発行会社に対して、当該集会又はその延会に上程される決議に関し、上記の通り預託又は保有された一又は複数の本社債に帰属する議決権を特定の方法により行使すべき旨を指図していること、及びすべての当該指図が当該集会又はその延会の招集時間の 48 時間前からその終了又はその延期までの間、取消も変更もできないことが証明されていること。

(c) 上記の通り預託又は保有された本社債の総数及び券面番号が、当該本社債に帰属する議決権につき、上記に従って賛成投票の指図がなされた決議事項と反対投票の指図がなされた決議事項とに明確に区分して列記されていること。

(d) かかる文書に記名された1名以上の者（各々を以下「議決権行使代理人」という。）が、当該文書に記載されたとおり上記(c)に定める指図に従い列記された本社債に帰属する議決権を行使することを、発行会社により授権かつ指図されていること。

議決権証書の所持人又は議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人は、本社債の関連ある社債権者集会又はその延会に関連する一切の目的において、当該議決権証書又は議決権一括行使指図書に関連する本社債権者とみなされるものとし、また、当該本社債が預託されている発行会社又は発行会社の指図に従い若しくは発行会社の管理下で当該本社債を保有している者は、上記の目的において当該本社債権者とはみなされないものとする。

(iii) 本項において「本社債」とは、関連ある集会が招集される本社債を意味するものとする。

- 2) 発行会社は、本社債の社債権者集会を随時招集することができ、また、その時点で未償還の本社債の額面金額の5%以上を有する本社債権者の書面による要求があった場合には、本社債の社債権者集会を招集しなければならない。なお、発行会社が当該集会の招集を7日間怠った場合には、本社債の社債権者集会はその請求者により招集されうる。発行会社が当該集会を招集しようとする場合、その日時、場所及び処理すべき議事の内容を書面により直ちに発行代理人に通知しなければならない。各当該集会は発行代理人が承認する時刻及び場所にて開催されるものとする。
- 3) 集会の場所及び日時を記載した少なくとも21日（通知のなされた日及び集会開催日を含まない。）前の通知が、本社債権者に対して下記「10. 通知」に規定された方法により、本社債の社債権者集会に先立ってなされなければならない。当該通知には、通常、招集される集会で処理すべき議事の内容が記載されるが、（特別決議を除き）提案された決議について当該通知に明記する必要はない。当該通知には、集会の所定開始時刻の24時間前までに、議決権証書の取得又は議決権行使代理人の任命を目的として、本社債を発行会社に預託することができる旨、又は法人の場合には、取締役又は他の運営組織の決議により、代表者を任命することができる旨が記載される。発行会社が集会を招集する場合を除き、招集通知の写しが、発行会社に郵送されるものとする。
- 4) 発行会社が書面により指名した者（本社債権者であってもよいが、必ずしもその必要はない。）は、各当該集会において議長に就任する権限を有する。ただし、かかる指名が行われない場合、又は指名された者が集会の開催指定時刻から15分以内に当該集会に出席しない場合、出席している本社債権者は、その中から1名を議長に選出するものとする。
- 5) かかる集会において、本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は議決権行使代理人であり、かつ、その時点で未償還の本社債の額面金額の20%以上を保有又は代表する1名以上の者の出席をもって、議事の処理のため（特別決議の可決を目的とする場合を除く。）の定足数を構成するものとし、議事の開始時において必要な定足数が出席していない限り、いかなる議事（議長の選出を除く。）も処理されないものとする。特別決議を可

決するための当該集会の定足数は、(以下の規定に従うことを条件として) 本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は議決権行使代理人であり、かつ、その時点で未償還の本社債の額面金額の 50%以上を保有又は代表する 1 名以上の者の出席をもって構成されるものとする。

ただし、以下の事項のいずれかを含む議事の定足数は、本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は議決権行使代理人であり、かつ、その時点で未償還の本社債の額面金額の 75%以上を保有又は代表する 1 名以上の者の出席をもって構成されるものとする。(各事項とも、特別決議の承認後にのみ実行することができる。) すなわち、

- (i) 本社債の満期償還日の変更、又は満期に支払われる額面金額の減額若しくは消却、
- (ii) 本社債において支払いがなされる通貨の変更、
- (iii) 特別決議を可決するために必要な多数の変更、
- (iv) 下記 18) (F)に記載されているスキーム又は提案の承認、又は
- (v) 本但書き又は下記 6)の但書きの修正

なお、本社債の社債権者集会において可決した特別決議は、本社債権者本人による集会への出席・欠席を問わず、すべての本社債権者を拘束する。

- 6) 集会の指定時刻から 15 分以内に定足数が出席していない場合、当該集会は、本社債権者の要求により招集された場合には、散会となる。その他の場合には、翌週の同曜日(又は該当日が祝日の場合は翌営業日)に延期され、同時刻に同じ場所で開催されるものとする(ただし、特別決議が提案される集会の場合を除く。特別決議が提案される集会の場合は、議長が指定し、発行代理人が承認する場所において、また、議長が指定し、発行代理人が承認する 14 日以上 42 日以内の期間につき延期される。)。かかる延会では、本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は議決権行使代理人(保有又は代表する本社債の元金額を問わない。)である 1 名以上の者の出席をもって(以下の規定に従うことを条件として)定足数を構成するものとし、当該出席者は、(以下の規定に従うことを条件として)特別決議又はその他の決議を可決し、また、当初の集会において必要な定足数の出席があれば適切に処理することが可能であった一切の事項を決定する権限を有する。ただし、延会の議事が上記 5)但書きに定める事項のいずれかを含む場合には、その定足数は、本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は議決権行使代理人であり、かつ、その時点で未償還の本社債の額面金額の過半数以上を保有又は代表する 1 名以上の者の出席をもって構成されるものとする。
- 7) 特別決議が提出される延会に関する招集通知は、当初の集会と同一の方法でなされるものとし(ただし、上記 3)に記載の「21 日」を「10 日」と読み替えることとする。)、かかる通知には、(関連ある定足数を当該通知に記載している場合に上記 6)の但書きが適用される場合を除き)本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は延会における議決権行使代理人(保有又は代表する本社債の元金額を問わない。)である 1 名以上の者の出席をもって定足数を構成する旨が記載される。上記に従うことを条件として、延会の通知を行う必要がないものとする。
- 8) 集会に提出された各議案は、先ず挙手により決定されるものとし、可否同数の場合には、議長が挙手及び投票の双方において、本社債権者、議決権証書の所持人又は議決権行使代理人として有する議決権(もしあれば)に加えて、決定票を有する。

- 9) 集会において、(挙手の結果を宣言する以前に)議長、発行会社、又は本社債若しくは議決権証券を保有しているか、若しくは議決権行使代理人である1名以上の出席者(保有する本社債の元金額を問わない。)により投票の要求がない限り、ある決議が可決され若しくは一定の多数により可決され、又は否決され若しくは一定の多数により可決されなかったとの議長による宣言は、当該決議の賛成票又は反対票の数又は比率を記録した証拠を要することなく、当該事実の確定的な証拠となるものとする。
- 10) 下記 12)を条件として、当該集会において投票が上記のとおり要求された場合、当該投票は、議長が指示する方法により以下の規定に従って直ちに又は延期後に行われるものとし、かかる投票の結果は、投票が要求された集会における、投票がなされた日付の決議とみなされるものとする。投票の要求は、当該集会において、投票が要求された議案以外の議事の処理の続行を妨げるものではない。
- 11) 議長は、集会の同意があれば、随時いかなる場所でも当該集会を延期することができる(また、当該集会により指示された場合には、随時いかなる場所でも当該集会を延期するものとする)。ただし、延会においては、当初の集会で(必要定足数の不足がなければ)適法に処理されたであろう議事を除き、いかなる議事も処理されないものとする。
- 12) 議長の選任又は延期に係る議案に関して当該集会で要求された投票は、延期されることなく、当該集会で行われるものとする。
- 13) 発行会社の取締役又は役員及びその弁護士は、社債権者集会に出席して発言することができる。上記を除き(ただし、プログラムに関連する発行及び支払代理契約の第 1.2 条に記載されている「残存」の定義の条件を侵害することなく)、保有している本社債若しくは議決権証券を呈示するか又は議決権行使代理人でない限り、いずれの者も本社債の社債権者集会に出席し発言することはできず、またいずれの者も当該集会で議決権を行使すること又は当該集会の招集を要求するに当たり第三者と共同することができない。発行会社又はその各子会社のいずれも当該会社の利益のために保有している本社債に関するいかなる集会においても議決権を有さず、その他いかなる者も当該会社の利益のために保有している本社債に関する集会において議決権を有さない。本別紙に含まれるいかなる規定も、議決権一括行使指図書に記載された議決権行使代理人が、発行会社の取締役、役員若しくは代表者又は発行会社と関係を有するその他であることを妨げない。
- 14) 上記 13)の規定に従うことを条件として、いかなる集会にも以下の規定が適用される。
- (A) 挙手に際しては、本人であり、かつ、本社債若しくは議決権証券を呈示した者、又は議決権行使代理人である者は、各々1個の議決権を有するものとする。
- (B) 投票に際しては、各出席者が以下の場合において1個の議決権を有するものとする。
- (i) 本社債のすべてが単一通貨建ての本社債の社債権者集会の場合は、当該通貨の最小単位毎、及び
- (ii) 複数通貨建ての本社債の社債権者集会の場合は、1.00 米ドル毎、又は米ドル以外の通貨建ての本社債の場合は、当該集会(若しくは延期された当該集会の当初の集会)の通知の公布日の午前 11 時頃(ロンドン時間)における発行代理人の当該通貨の対米ドル直物買相場による 1.00 米ドル相当額毎、
- 又は上記の通り呈示された本社債の額面金額、上記の通り呈示された議決権証券により表章された本社債の額面金額、又は各出席者が議決権行使代理人である本社債の額面金額において発行会社とその絶対的裁量により取り決めるその他の金額。

議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人の義務を害することなく、2個以上の議決権を有する者はすべての議決権を行使することを要せず、また、すべての議決権を同一の方法で投票することも要しない。

- 15) 議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人は、本社債権者であることを要しない。
- 16) 各議決権一括行使指図書は、議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人が議決権の行使を予定している集会又は延会の開催指定時刻の24時間前までに、発行会社が承認する場所に預託されるものとし、かかる預託がなされない場合、当該集会又は延会の議事が行われる前に集会の議長が別段の決定を行わない限り、議決権一括行使指図書は有効なものとして扱われないものとする。各議決権一括行使指図書の認証された写しは、集会又は延会が開始される前に発行代理人に預託されなければならない。ただし、発行代理人はこれにより、議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人の効力又は権限に関して、調査又は配慮する義務を負うものではない。
- 17) 議決権一括行使指図書の条件に従い行使された議決権は、議決権一括行使指図書又はそのもととなった本社債権者の指図に係る事前の取消又は変更にかかわらず、効力を有する。ただし、かかる取消又は変更に係る書面の通知が、登録事務所（又はかかる目的上発行会社により承認されたその他の場所）において議決権一括行使指図書が使用される集会又は延会の開催指定時刻の24時間前までに発行会社により受領されていないことを条件とする。
- 18) 本社債の社債権者集会は、以上の規定により付与される権限に加えて、特別決議（上記5)及び6)に記載されている定足数に関連する規定に従う。）により行使可能な以下の権限のみを有する。
 - (A) 発行会社及び本社債権者又は本社債権者のいずれかとの間で提案される和解又は調整を承認する権限。
 - (B) 発行会社又は発行会社の財産のいずれかに対する本社債権者の権利に関して、かかる権利が本社債発行基本契約、本社債又はその他に基づき生じるかを問わず、廃止、変更、和解又は調整を承認する権限。
 - (C) 本社債発行基本契約、本社債の要項又は本社債に記載されている規定に関して、発行会社が提案する変更に同意する権限。
 - (D) 本社債発行基本契約又は本社債の規定に基づき特別決議により付与されることが要求される権能又は承認を付与する権限。
 - (E) 本社債権者の利益を代表する義務遂行受任者として、いずれかの者（本社債権者か否かを問わない。）を任命し、本社債権者が特別決議により自ら行使することができる権限又は裁量権を当該義務遂行受任者に付与する権限。
 - (F) 発行会社又は設立済若しくは設立予定のその他の会社の株式、ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック及び/若しくはその他の債務及び/若しくは有価証券（以下「有価証券等」と総称する。）と本社債との交換、有価証券等を対価とした本社債の売却、本社債の有価証券等への転換、若しくは有価証券等を対価とした本社債の消却、又は現金と本社債との交換、現金を対価とした本社債の売却、本社

債の現金への転換、若しくは現金を対価とした本社債の消却、又は有価証券等の一部及び現金の一部と本社債との交換、有価証券等の一部及び現金の一部を対価とした本社債の売却、本社債の有価証券等の一部及び現金の一部への転換、若しくは有価証券等の一部及び現金の一部を対価とした本社債の消却に関するスキーム又は提案を承認する権限。

(G) 本社債の主たる債務者である発行会社（又は前代替者）を代替する法人を承認する権限。

- 19) 本項の規定に従い適法に招集及び開催された本社債の社債権者集会で可決されたあらゆる決議は、当該集会への出席の有無を問わず、また議決権行使の有無を問わず、すべての本社債権者を拘束し、各本社債権者は、これに従って当該決議を発効させる義務を負い、また、当該決議の可決は、当該決議がなされた状況がその可決の正当性を根拠付ける確定的な証拠となるものとする。本社債権者が適法に検討した決議に対する投票の結果の通知は、当該結果が明らかとなった日から 14 日以内に発行会社によって下記「10. 通知」に従い公表される。ただし、当該通知の非公表は当該決議を無効にするものではない。
- 20) 本社債発行基本契約又は本社債の要項で使用されている「特別決議」という用語は、本項の規定に従い適法に招集及び開催された本社債の社債権者集会において、挙手により議決権を行使した者の 75%以上の多数により可決された決議を、又は投票が適法に要求された場合は、当該投票により行使された議決権の 75%以上の多数により可決された決議を意味する。
- 21) 上記の各集会におけるすべての決議及び議事手続に関して議事録が作成されるものとし、発行会社が当該目的のために随時提供する記録簿に適法に記入される。かかる議事録は、当該決議が可決され、又は議事手続が実施された集会の議長が署名することにより、それに記入された事項に関する確定的な証拠となるものとし、反対の事実が証明されない限り、議事手続に関して議事録が作成された各集会は、適法に招集及び開催されたものとみなされ、可決された一切の決議又は実施された議事手続は適法に可決又は実施されたものとみなされる。
- 22) 発行会社は、本項に記載されたその他すべての規定に従い、本社債権者の同意なしに、本社債の社債権者集会の要求及び/又は開催、並びに本社債の社債権者集会への出席及び議決権行使に関する追加規則について、発行会社はその単独の裁量により適当であると考えたとおりに規定することができる。

8. 課税上の取扱い

連合王国の租税

本書に別途記載される場合を除き、本社債に関する元利金の発行会社による支払いはすべて、連合王国により又はそのために賦課される現在又は将来の一切の種類税金、賦課金その他の公租公課を源泉徴収又は控除することなく行われる。ただし、法律により、かかる税金、賦課金その他の公租公課の源泉徴収又は控除が要求される場合はこの限りではない。

発行会社が法律により上記の源泉徴収又は控除を要求される場合、かかる源泉徴収又は控除後に本社債権者又は（場合により）利札の所持人が受領する純額が、かかる源泉徴収又は控除がなければ本社債及び/又は（場合により）利札に関して受領するはずであった元金及び利息の額

と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。ただし、以下の場合においては、本社債又は利札に関してかかる追加額は支払われない。

- (a) 本社債又は利札の所持以外に連合王国又はその他の関連法域と関係を有することを理由として、本社債又は利札に関する税金、賦課金その他の公租公課が課される本社債又は利札の所持人又は当該所持人に代わる第三者に対する場合。
- (b) 本社債又は利札を呈示する主支払代理人が満足する程度に、所持人が制定法上の要件を満たすことにより、非居住者である旨の宣言若しくはその他類似の免除請求を関連課税当局に行うことにより、元金若しくは利息の当該支払いを課税当局に通知（及び/若しくは当該課税当局に当該通知の証拠を提示）することにより、又はその他の支払代理人の指定事務所において関連ある本社債若しくは利札を呈示することにより、かかる源泉徴収又は控除を回避することが不可能であることが証明されない場合。
- (c) 関連日（下記に定義される。）後 30 日を超える期間を経過した場合。ただし、その所持人がかかる 30 日間の最終日に支払いのために呈示していたならば受領する権利を有していた追加額を除く。
- (d) かかる源泉徴収又は控除が個人への支払いに対して課されたものであり、また貯蓄収入に関する 2000 年 11 月 26 日から同年 11 月 27 日に開催された経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令（European Council Directive）2003/48/EC 若しくはいずれかの指令、かかる指令を実施若しくは遵守する法律、又はかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、かかる源泉徴収又は控除がなされるよう要求される場合。
- (e) 本社債若しくは利札又はいずれかの一部の唯一の実質所有者でない又は受託者若しくははパートナーシップ（ただし、受託者に関する受益者若しくは設定者、実質所有者又はパートナーシップの一員が、享受可能な又は分配される支払いを直接受ける場合には、当該受益者、設定者、実質所有者又は一員が追加額の支払いを受ける権利を有していない範囲を限度とする。）である所持人又は当該所持人に代わる第三者に対する場合。

本書における「関連日」とは、かかる支払いに関して支払期日が最初に到来する日、ただし主支払代理人がかかる支払期日以前に支払われるべき金額の全額を受領しなかった場合は、下記「10. 通知」に従いかかる金額の全額が受領された旨の通知が関連ある所持人に対してなされた日、をいう。

発行会社が、税務上連合王国以外の居住者となった場合においては、本項における連合王国への言及は連合王国及び/又はかかる税管轄地への言及であると解釈される。

本書において、関連ある本社債の元金、利息又は元利金とは、適宜以下を含むものとみなされる。

- (i) 本「8. 課税上の取扱い」に基づいて支払われるべき追加額、
- (ii) 関連ある本社債について満期償還日に支払われるべき額面金額、
- (iii) 関連ある本社債について満期償還日より前に償還により支払われるべき額面金額、及び
- (iv) 関連ある本社債に基づいて又はそれに関連して支払われ得る額面超過金又はその他の金額。

本社債の要項中の他の規定にかかわらず、発行会社は、政府間契約に従い又は以下に記載する規則に関して他の法域が導入した法律の実施に伴い又は米国内国歳入庁との契約に従い、米国内国歳入法第 1471 条から第 1474 条（又はその修正若しくは承継法）の規則により求められる金額の源泉徴収又は控除（以下「FATCA 源泉徴収」という。）を行うことが認められる。いずれかの者（発行会社の代理人を除く。）が支払いの受領にあたり FATCA 源泉徴収のない支払いを受領できなかったとしても、発行会社は、発行会社、支払代理人その他の当事者が行った FATCA 源泉徴収に関する控除又は源泉徴収について、所持人に対する追加額の支払いその他の補償を行う義務はない。

日本国の租税

以下は主に本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

本社債に投資した場合の日本国における課税上の取扱いは現在以下のとおりである。

将来、日本の税務当局が支払いが不確定である社債に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をしたりした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者及び内国法人が支払いを受ける本社債の利息は、それが租税特別措置法第 3 条の 3 第 1 項に定める国内における支払いの取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上 20%（国税と地方税の合計）の源泉税を課される（なお、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間は復興特別所得税（所得税額の 2.1%）も併せて源泉徴収される。）。居住者である個人においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の償還により支払いを受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額は、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われると考えられる。かつ、所得が日本国の居住者たる個人に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、原則として、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。

日本国の居住者である個人投資家が本社債を譲渡することにより生じた譲渡益の取扱いについては明確ではないが、2016 年 1 月 1 日以降の譲渡その他一定の場合を除いて課税の対象とはならないと考えられる。内国法人が本社債を譲渡することにより生じた所得は、課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。

外国法人の発行する債券から生ずる利息及び償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。従って、本社債に係る利息及び償還差益で、日本の非居住者及び日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者（ただし、2015 年 12 月 31 日まで）及び日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9. 準拠法

(a) 準拠法

本社債及び本社債から生じる又は本社債に関連するすべての契約に定めのない義務は、英国法に準拠する。

(b) 英国の裁判所

英国の裁判所が本社債から生じる又は本社債に関連する紛争を解決するための専属的管轄権を有する。

10. 通知

(1) 本社債権者に対する通知

本社債又は本社債に付された利札の所持人に対する通知はすべて、ロンドンで頒布されている主要日刊新聞1紙（フィナンシャル・タイムズを予定）、又はかかる公告が実行不可能な場合にはヨーロッパで一般に頒布されている英文の主要日刊新聞に公告された場合、有効となる。かかる通知は、当該公告の日、又は2紙以上で公告された場合には最初の公告の日（2紙以上での公告が要求される場合には、要求されたすべての紙上において公告がなされた最初の日）になされたものとみなされる。

大券の様式による本社債の場合、本社債又は本社債に付された利札の所持人に対する通知はすべて、ユーロクリア及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルクに対して、その各々の帳簿に持分を有していると記されている者に通信を行うために交付された場合に有効となる。

(2) 本社債権者からの通知

本社債権者からの通知は書面によるものとし、当該通知は、主支払代理人の指定事務所に関連ある本社債と共に提出されることにより行われるものとする。

11. その他

(1) 本社債の様式、額面額及び権利

(a) 様式及び額面

本社債は無記名式で発行される（以下「無記名式社債」という。）。本社債は、恒久大券に交換される仮大券により表章され、恒久大券は、恒久大券に規定された限られた状況下でのみ確定社債券（以下「確定社債券」という。）に交換される。確定社債券には連続番号が付される。

本社債は、上記に示された額面金額で発行され、本社債の当初受渡し後は額面金額は変更されない。

確定社債券は、当初の交付時において利札が付され、一定の状況下における利払いにおいて、その呈示が前提要件となる。

(b) 権 利

本社債又は利札の「所持人」という記載には、当該本社債又は利札の持参人を含む。

以下を条件として、本社債の権利は交付により移転する。法律により許可される範囲に限り、発行会社及び主支払代理人は、いずれかの本社債又は利札の所持人を、そのために支払いを受ける目的その他あらゆる目的のために、(支払期限が経過したか否かを問わず、また、所有に関する通知若しくは所有に係る書面による通知、又はその過去の紛失若しくは盗失の通知に関係なく) その完全な所有者とみなし、そのように取り扱うことができる。

本社債(又はその一部)が大券により表章されている限り、ユーロクリア及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において自身の証券口座の貸方に記入された本社債の特定の元金額をその時点で有する者は、発行及び支払代理契約の条項(「本社債権者」及び本社債の「所持人」という表現並びに関連表現はこれに従って解釈される。)に従い、かつ、これに服して、関連ある大券の持参人にのみ(発行会社に対する)その権利が付与される当該本社債の元利金の支払い以外のすべての目的において、本社債の当該元金額に関して本社債権者として取り扱われるものとする。大券により表章された本社債は、ユーロクリア及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルク(場合による。)のその時点における規程及び手続きにのみ従って譲渡可能となる。本社債における本社債権者の持分を反映した関連ある振替機関の帳簿は、大券により表章された本社債の額面金額の確定証拠となる。

(c) TEFRA Dに従って発行される無記名式社債

TEFRA Dに従って発行される無記名式社債及びその利札には、以下が記載される。

「本社債を保有する米国人は、米国所得税法に基づく制限(内国歳入法第 165 条(j)及び第 1287 条(a)に規定された制限を含む。)に服する。

(2) 時 効

本社債及び利札は、本社債についてはその関連日から 10 年以内、利札についてはその関連日から 5 年以内に支払いのために呈示されない場合には、無効となる。本社債又は利札に関して元金又は利息の支払いのために発行会社から主支払代理人に対して支払われ、かつ、当該本社債又は利札が無効となった時点で未請求の金員は、発行会社に返還され、それに関する主支払代理人の債務はそれにより終了する。

(3) 本社債の代替社債券

本社債又は利札を紛失、盗失、汚損、毀損又は滅失した場合、請求者が再発行に関して発生する費用を支払い、かつ、発行会社が要求する証拠及び補償を満たした場合に、発行代理人の指定事務所において、かかる本社債又は利札は再発行されうる。汚損又は毀損した本社債又は利札は、再発行される前に提出されなければならない。

(4) 追加発行

発行会社は、随時その自由裁量で、本社債権者又は当該本社債に付される利札所持人の同意なく、本社債とすべての点において(又は関連ある最終条件書に記載された事項を除くすべての点において)同順位の社債を追加で起債・発行し、かかる社債はその時点で未償還の本社債と併せて単一のシリーズを構成する。

(5) 第三者の権利

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づき本社債の条項を強制する権利を有さない。

(6) 売出有価証券に関するリスク要因及びその他の留意点

投資家は、とりわけ、以下を参照されたい。

一般

本社債への投資は、一定のリスクを伴う行為である。本社債の価値は、実勢金利、類似証券の市場、一般的な経済状況及び発行会社の財政状態により左右され、上下動する。本社債は、それに含まれるリスクを理解するために必要な経験と知識を有する投資家のみ投資されることを意図している。本社債を取得しようと検討している投資家は、本社債にかかる取引に関するリスクを理解し、かつ、各自個別の状況（自身の財政状態と投資目的を含むがこれらに限らない。）並びに本書に記載された情報を鑑みて本社債が適切であるかを自身の財務、法律、規制、税務、会計その他の顧問と十分検討した上で投資判断を下すべきである。

本社債の購入者が本社債を理解し、かつ、本社債の投資に関して独自の決断を下すことができるか否かに関係なく、本社債を購入することにより、当該購入者は、発行会社及びディーラーとしてのエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー（以下「ディーラー」という。）に対して、本社債固有の複雑性及びリスクが購入者の目的及び財政状態並びに（適用ある場合には）その事業の規模、性質及び状況（かかる情報が発行会社又はディーラーに開示されているかを問わない。）に適したものである旨を黙示的に表明及び保証するものとし、また、発行会社及びディーラーはその旨を当然として前提とすることができる。

為替変動リスク

本社債の円貨建ての価値は、為替相場（円貨とトルコ・リラの交換比率）の変化の影響を受ける。すなわち、為替相場が円高の状況では本社債を円貨換算した価値は下落し、逆に円安の状況では本社債を円貨換算した価値は上昇する。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては、円貨ベースで投資元本を下回るおそれがある。

新興市場リスク

新興市場への投資に伴う特有のリスクのため、新興市場の通貨に連動する本社債は、投機的とみなすべきである。新興市場の経済は、一般的に国際貿易への依存度が高く、従って、貿易障壁、外国為替管理（租税を含む。）、関連通貨の価値の管理された調整、その他貿易相手国により課される又はそれらの国との間で話し合われる保護貿易主義的措置により、悪影響を受けるおそれがある。また、新興市場の経済は、その経済的、財政的、軍事的及び政治的情勢並びに世界市場におけるその通貨の需給によって、悪影響を受けるおそれがある。

税制上の理由による償還

発行会社は、本社債につき一定の税額相当分の加算額の支払いを要求される場合には、本社債をすべて償還することができる。かかる償還において発行会社が支払う金額は、発行会社がその単独かつ絶対的裁量により決定する金額とし、本社債の投資金額を下回る可能性がある。

本社債に関し活発な取引市場や流通市場による流動性が存しない可能性がある

本社債は新しく発行されており、広く分売されない可能性があるため、活発な取引市場がない。本社債が当初の発行後に売却される場合、特に実勢金利、類似証券の市場、一般的な経済状況、発行会社が支払った手数料及び発行会社の財政状態によっては、当初の募集価格よりも低い価格で取引される可能性がある。

本社債の取引市場が発達するか、発達した場合の流通市場における本社債の価格、かかる市場が流動性を有するか否かについては、予測することができない。本社債は上場されていないため、本社債の価格に関する情報を取得するのは困難であり、本社債の流動性は悪影響を受ける。さらに、本社債が償還、買入れ又は消却された場合、未償還の本社債の数は減少し、本社債の流動性の減少の原因となる。本社債の流動性の減少は、本社債の価格の変動率の上昇を生じさせる可能性がある。本社債の流動的な流通市場がない場合、投資家は、その投資価値を現実化するためには、本社債の償還時まで待たなければならない可能性がある。

発行会社及び発行会社と直接的又は間接的に関係を有するいずれかの者の各々は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本社債を買入れることができる。かかる本社債は、保有、再発行、再販売、又は発行会社の選択により消却されうる。

市場リスク

政治及び経済環境、業務状況、投資家の心理及び確信等を含む複数の要因が本社債の価格に影響をあたえる。

インフレ・リスク

インフレの影響により、本社債の実際の収益が減少する可能性がある。本社債の利率は固定されている。市場における利率が上がった場合にも、本社債の利率に影響はない。

信用リスク

本社債の購入を予定している者又は本社債に投資を予定している者は、発行会社のかかるリスクを引き受ける。発行会社の格付けは、関連ある格付機関の独立した意見を反映しているが、発行会社の信用度を保証するものではない。

税務上の取扱い

本社債にかかる取引には、本社債の購入を予定する者において、当該購入予定者の状況と譲渡税や登録税に関する法律から特に影響を受ける租税効果が生じる可能性がある。発行会社及びディーラーは、本社債の取得、保有若しくは処分又は本社債にかかるその他の取引による、いずれかの者の租税効果について、なんら表明を行うものではない。かかる事項又は本社債にかかるその他の租税問題について確信を持たない購入予定者は、各自の税務顧問に相談し、依拠すべきである。

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。上記「8. 課税上の取扱い、日本国の租税」の項を参照のこと。なお、将来、日本の税務当局が現状の取扱いとは異なる新たな取扱いを決めたり、異なる解釈を行う可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

本社債についての支払いは、米国の FATCA 源泉徴収の対象となる可能性がある

発行会社並びに本社債の支払いを仲介するその他の金融機関は、2014 年 1 月 1 日以降に発行される（若しくは重大な修正が行われる）社債、又は発行時期を問わず、米国内国歳入法（一般に「FATCA」と称される。）第 1471 条から第 1474 条に従い、発行時に米国連邦税務上エクイティとして取り扱われる社債に関し、2016 年 12 月 31 日後に行われる支払いの全額又は一部について 30%を上限とする源泉徴収を行うよう求められる可能性がある。

発行会社は FATCA 上の外国金融機関（以下「FFI」という。）である。米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）との間の FATCA 契約に従い、発行会社に発行会社の口座保有者に関する一定の情報の提供義務が生じた場合（すなわち、発行会社は「参加 FFI」である。）には、(i) 発行会社がプラスの「パススルー支払い割合」（FATCA の定義に従う。）を有しており、かつ (ii) (a) 投資家が米国国民であるか否か又はその他発行会社の「米国口座」を保有している者とみなされるべきか否かを、関連する参加 FFI が判断できるような十分な情報を投資家が提供しない場合、(b) 必要であるのに投資家が IRS への情報開示に同意しない場合、又は (c) 投資家である FFI 若しくは社債の支払いを仲介する FFI が参加 FFI ではない場合には、源泉徴収が行われる可能性がある。一般に源泉徴収された投資家は、米国との間で適用される所得税条約によって、FATCA 上の源泉徴収対象である支払いから軽減税率を受けることができる範囲に限って還付を受けることができる。ただし、そのためには、投資家は求められる情報を適時に IRS に提出しなければならない。英国は、IRS との間で相互に情報収集及び情報共有を行う政府間協定を締結する意思を発表した。場合によっては、FATCA へのかかる政府間アプローチを実施する法律制定により、源泉徴収が求められる可能性がある。

本社債に関して支払われる利息、元本その他の支払いに FATCA が適用されるかは不明である。FATCA が定める又は FATCA への政府間アプローチに基づき求められる金額が、本社債に関して支払われる利息、元本その他の支払いから控除又は源泉徴収される場合で、いずれかの者（発行会社の代理人を務めている者は除く。）が支払いを受けるにあたり源泉徴収のない金額での支払いを受領できなかったとしても、発行会社は、発行会社、支払代理人その他の当事者が行ったかかる源泉徴収又は控除について、所持人に対する追加額の支払いその他の補償を行う義務はない。これにより、FATCA が現在の IRS の提案どおりに実施されるか又は政府間アプローチが実施された場合には、投資家が受領する利息又は元本は想定よりも減額される可能性がある。発行会社が参加 FFI になった場合に FATCA 源泉徴収が行われるか否かは、発行会社及び投資家間における支払いの受領者の立場によって決定される。実際には、発行会社は、決済システムで保有されている本社債に関しては、発行会社又は支払代理人が行う支払いが FATCA 源泉徴収の対象となるとは考えていない。支払代理人及び関連する決済システムは、FATCA 源泉徴収を回避できるという限度で参加 FFI になると予想されるからである。とはいえ、他の当事者が行う支払いについては、上記に記載するような FATCA 源泉徴収を求められる可能性がある。

FATCA 規則に関する上記の議論は、規則案及び予備的指針に基づくものである。

振替システム

仮大券又は恒久大券が、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグによって又はそれに代理して保有されるため、投資家は譲渡、支払い及び本社債における支払いを受けるための発行会社との情報のやりとりに関し、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの手続きに依拠しなければならない。

本プログラムによって発行された無記名式社債は、仮大券又は恒久大券によって表章され得る。かかる大券は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグを代理して共通預託銀行に預託される。大券に記載された状況を除き、投資家は確定社債券を保有することができない。ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグは、大券の持ち分についての記録を行う。本社債が大券によって表章されている間は、投資家は、その大券に対する持ち分をユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグを通してのみ取引することができる。

大券の持ち分の所持人は、関連する本社債に従って支払いを受けるためには、場合によって、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの手続きに則らなければならない。発行会社は、大券の持ち分に関する記録やそれに対する支払いの記録を行う責任や義務を負わない。本社債権者は、本社債に関し直接の議決権を有せず、代わりに、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグによって許される範囲で適切な代理人を任命することができる。

修正、権利放棄及び債務引受け

本社債は、社債権者の利益全般に影響を与える項目について検討するために社債権者集会を招集するための要項を含む。かかる要項は、多数決によりすべての社債権者を、その者が社債権者集会に欠席した場合又は多数票とは逆の投票をした場合であっても、拘束することを認めている。

さらに、本社債の要項の修正は、発行会社が本社債権者の利益の重要な毀損とはならないと判断する場合及び要項が関連するタムシートと整合しない場合には、本社債権者の同意なく行われ得る。

本社債は、発行会社の保証を条件として、発行会社の関連会社に発行会社とその主債務者としての地位を承継させること（債務引受け）を認めている。

法の変更

本社債の要項は、基本目論見書の作成日における英国法に基づいている。基本目論見書の作成日以後の司法判断又は英国法若しくは行政手続きの変更については何らの保証もない。

2009年銀行法

発行会社は、英国の銀行として、2009年銀行法に基づく「特別破綻処理制度」の対象となっている。同制度では、英国の銀行が財政難に直面しているか、又は直面するおそれのある場合に、当該銀行とその親会社に関する広範な権限が、英財務省、イングランド銀行及びプルーデンス規制機構に対して付与される。これらの権限には、以下の事項を行う権限が含まれる。(a) 英国の銀行又はその親会社が発行した証券の全部又は一部、又は英国の銀行又はその親会社の財産、権利及び負債の全部又は一部（本プログラムに基づき発行会社が発行した本社債を含む。）を、民間の購入者、英財務省若しくは英財務省に指定された者（証券の場合）、又はイングランド銀行の事業体（財産、権利及び負債の場合）に譲渡すること、(b) デフォルト条項、又はその他の契約（契約の終了や支払義務の履行の繰上げを当事者に可能にする規定を含む。）を無効にすること、(c) 英国の銀行に関し、特定の新たな破産手続きを開始すること、及び (d) 英国の銀行又はその親会社とその従前のグループ事業との間の契約上の義務の対価が合理的なものとなるよう、当該義務を無効とし、修正し、又は契約上の義務を課すことにより、当該銀行の譲受人又はその承継銀行が効率のよい運営を行えるようにすること。また 2009年銀行法は、英財務省が特別破綻処理制度の権限を効果的に行使できるよう、命令により法律にさらなる修正（遡及的効力を含む。）を加える権限を英財務省に付与している。

再建破綻処理指令 - 「ベイル・イン」条項

2012年6月6日、欧州委員会は、金融機関及び投資会社の再建破綻処理に関するEU全体の枠組の設置について定めた指令（以下「再建破綻処理指令」又は「RRD」といい、「危機管理指令」又は「CMD」としても知られている。）の法案を発表し、2013年4月6日、EU議長はこれに関する妥協案を公表した。本社債は、RRDを実施する銀行破綻処理法制に基づく「ベイル・イン」の対象となるリスクがあり、RRDが実施された場合には、発行会社の負債の強制的削減若しくは減額又は発行会社の株式への転換のいずれかを伴うおそれがある。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

平成25年5月1日に関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の意見、目標、予想及び評価に重要な変更はない。

また、当該有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項については、以下に記載の事項を追加することを除き、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までの間において変更その他の事由はない。

マクロ経済的リスク及び地政学的リスク

現在の経済及び市場の状況は当行の業績に悪影響を与える可能性がある

当行の収益は、グローバル、ローカルの経済及び市場の状況に影響されている。2007年のグローバルな金融危機の後、経済環境は依然として難しい状況にあり、家計及び企業金融に対する圧迫が続いている。2012年には世界の経済成長はすべての地域において減速し、2013年の成長率は長期潜在成長率を大きく下回ると予想されている。成熟した経済では、レバレッジを解消し、緊縮財政と構造改革が実施されており、それらは短期的に経済活動を制限している。景気の回復が極めてスロー・ペースになると予想されていることから、問題の中心にあるのは依然として欧州である。ユーロ圏では、高齢人口、労働市場の構造及び社会福祉モデルのコスト等、いずれもソブリン債務危機を悪化させずに解決することが困難な問題が、主な懸念材料となっている。

このような先行き不透明な経済状況に直面して、2012年の市場は極めて変動が激しかったが、2013年についても、少なくとも上半期は同様な状態が続くであろうと予想される。経済情勢の悪化は、引き続き当行のような金融サービス企業にとって難しい営業環境を生み出している。特に当行の営業及び事業モデルは、これらの要因に関連して以下のような課題に直面する可能性がある。

- ・ 景気が減速したり景気の低迷が続いたりした場合は信用度の高い顧客の借入需要が減少する可能性がある。
- ・ 資本移動の混乱が増した場合、一部の新興市場は金融機関やその顧客に影響を与えるような保護主義的措置の採用に向かう可能性がある。
- ・ ユーロ圏においては経済状態とソブリン債務危機が相互依存関係にあるため、欧州の銀行には新たな圧力がかかる可能性がある。
- ・ 世界の様々な地域において地政学的リスクが増大し、それら諸国の経済及び経済政策に直接影響を与える可能性がある。
- ・ 低金利時代が長期化することにより、例えばマージンの縮小と資産収益率の低下を通じて、当行が超過預金の投資で得ている正味利息収入が抑制されることが予想される。
- ・ 例えばユーロ圏のソブリン及び金融セクターの悪化に影響された場合、他の金融機関から借り入れたり資金調達を行ったりする当行の能力が市場の混乱により悪影響を受ける可能性がある。
- ・ 市場の推移は引き続き消費者と企業の信頼感を予想以上に圧迫するかもしれない。連合王国（以下「英国」という。）の景気低迷が続けば、例えば資産価格及び支払パターンに悪影響が生じて、返済遅延、デフォルト率、貸倒償却及びローン減損費用が当行の予想以上に増加する可能性がある。

これらの事象や状況のいずれかが発生した場合は、当行の事業、財務状態、将来展望、顧客及び顧客の事業及び/又は当行の業績に重大な悪影響が生ずる可能性がある。

当行は、当行が事業を行っている国において、政府介入のリスクを含めた政治的及び経済的なリスクに晒されている

当行は、子会社及び関連会社の国際的ネットワークを通じて営業を行っている。したがって、当行の業績は、当行が営業を行っている地域における不都合な政治情勢の変化、通貨の変動、社会不安、土地収用、許認可、国際的所有権、金利上限、配当流出の制限及び税金に関する政府方針の変更等による、損失のリスクに晒されている。例えば、現在進行している経済危機とそれに関連する緊縮財政政策により引き起こされたユーロ圏の分裂や社会不安の継続が、欧州全域において政治的及び社会的な混乱をもたらす可能性がある。

外国為替レートの変動が当行の業績に影響することがある

当行は財務書類を英ポンド建てで作成しているが、当行の資産、負債、運用資産、収入及び費用の大きな部分が他の通貨（主にユーロ及び米ドル）建てであるため、為替レートの変動は当行が報告する収益、キャッシュフロー及び株主持分に影響し、当行の事業、将来展望、財務状態及び/又は業績に重大な悪影響を与える可能性がある。

当行の事業モデルに対するマクロの健全性、規制及び法律に関するリスク

当行は数多くの訴訟及び行政上の手続と調査の対象となっており、その結果を予測するのは本質的に困難であるが、不都合な結果となった場合には当行の業績及びブランドに重大な悪影響が生ずる可能性がある

当行はその事業において法律上及び規制上の重大なリスクに直面している。さらなる詳細については、平成25年5月1日提出の有価証券報告書第一部、第3、4「事業等のリスク - 規制当局の調査」という表題のセクションを参照されたい。訴訟、行政手続及びその他对審手続により金融機関に対して請求された損害賠償の件数及び金額は、世界的に規制変更の件数が大幅に増加していること及び規制当局と一般大衆の期待するレベルが高くなっていることを含む多くの理由により増加している。

さらに、当行は引き続き数多くの重要な法的手続、行政訴訟及び調査の対象となっている（更なる詳細については平成25年5月1日提出の有価証券報告書第一部、第6、「財務書類 - 財務諸表注記の注記41（法的手続き及び規制事項）」参照）。当行の事業に関する法的、行政的及びその他对審手続で、特に様々な原告集団のために不特定金額若しくは未確定金額の損害賠償を求めて又は新規の法的請求を含めて提訴されたケースの多くについては、本質的にその結果を予測することが困難である。これら訴訟行為の1つ以上において不利な結果が出た場合は、当行の事業、将来展望、財務状態、名声及び/又は業績に重大な悪影響が生ずる可能性がある。

立法面又は規制面における不利な状況変化や規制当局あるいは政府の方針変更がモデル・リスクを生み出して、当行の業務、財務状態及び将来展望に重大な悪影響を与える可能性がある

当行の事業は、現行の規則及び関連規制のリスクに晒されている。このリスクには英国、EU及び当行が事業を行っているその他の市場における法律、規則、政策、自主規制及び解釈の変更等による影響が含まれている。これは、特に、予測可能な将来において銀行セクターに対する政府及び規制当局の介入が引き続き増加するであろうと当行が予想している現状においては、妥当であろうと考えられる。2008年以降、規制当局及び政府は金融サービス業界の財務的安定性の改善を目的として、健全性規制と業務方法の両者を改革することに注力してきた。この対策は、資本、流動性及び資金調達に関する要件の強化、銀行の一部業務の分離又は禁止、資本市場業務に関する資本管理制度及びオペレーションの変更、税徴収と取引税の導入、報酬慣行の変更、並びに業務方法の調整等を含んでいる。英国政府、英国若しくはEUその他の当行の監督当局は、既に認識された業界のリスク分野に関連して又は新たな分野においてさらなる介入を行うことがあり、それらは当行に悪影響を与える可能性がある。

法律、規則若しくは規制の変更、それらの解釈若しくは執行の変更又は新たな法律、規則若しくは規制の実施方法が、当行の事業、将来展望、財務状態及び/又は業績に悪影響を与えることがある。さらに、より強力な監督基準が設定され実施された場合に生ずる不透明性と国際的規制当局間の調整不足が、事業、資本及びリスク管理の計画を効果的に行う当行の機能に悪影響を与える可能性がある。

適用されるパラメーターの策定要件及びリスクの測定に使用されるモデル関連の調整の規制がより一層厳格になった場合は、自己資本要件の強化等の変更が生ずる可能性がある。

当行は、特に適用される規則が不明確な場合や、規制当局が既存の指針を改定した場合又は裁判所が従前の判断を覆した場合等に、適用される全ての規則を遵守できないことがある。多くの裁判管轄地の当局は、当行に対して行政手続及び訴訟手続を行う権限を有しており、その結果として特に当行の免許の停止若しくは免許の取消し、排除措置命令、罰金、民事罰、刑事罰又はその他の懲戒措置が課せられることがあり、それらは当行の事業、将来展望、財務状態、名声及び/又は業績に重大な悪影響を与え、当行の名声を大きく損なう可能性がある。

変更が悪影響を及ぼす可能性がある分野としては以下が挙げられるが、これらに限定されるものではない。

- ・ 政府、中央銀行若しくは規制当局の方針の全般的な変更又は当行が営業を行っている個別市場における投資家の意思決定に影響を与えると思われる規制制度の変更。
- ・ デリバティブ並びにセントラル・カウンターパーティに関する規制変更の提案及びその実施、英国の独立銀行委員会（ICB）によるリングフェンスの提案、再建・破綻処理計画、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）等。これらは一部市場及びそこで提供されている商品の構成を変更させて、それらの市場で取引を行う場合のコストを増加させる可能性がある。
- ・ 外部機関が当行に対して基準や法律を当行の理解とは異なる形で適用あるいは解釈する場合。
- ・ 財務報告、企業統治、業務の遂行及び従業員報酬に関するさらなる要求。
- ・ 資産の収用、国有化、没収及び外国人所有権に関する法律又は規則の変更。

金融サービス補償機構（以下「FSCS」という。）は、多数の預金金融機関が倒産した後で消費者に対し補償を提供している。消費者に対して支払われた補償は、現在はイングランド銀行及び英国財務省からのローンで資金調達されており、この残高は2012年12月31日現在約18十億ポンドとなっている。2013年2月、FSCSは回収が期待できない部分に関するローン元本残高を返済するため、加盟金融機関に対し機構の2013/2014事業年度中に3年分割払金の第1回分総額約363百万ポンドの徴収を行うことを確認した。当行は、FSCSが英国財務省から借り入れた借入金残高の比例案分に応じてさらに支払責任を負う可能性がある。これらの破綻の結果としてFSCSが最終的に業界に賦課する金額は、FSCSによる資産回収の可能性、利率の変動及び保護対象預金の水準並びにその時点におけるFSCS会員数等、様々な不確定要因に依存する部分があるため、現在のところ確実な見積りができない状態にある。

英国の金融サービス規制体制は、現在、大幅な改革の過程にある。法律は、2013年4月1日現在で英国金融サービス機構（以下「FSA」という。）を廃止し、3つの新たな規制機関を設置した。これらの3機関とは、金融安定政策委員会（以下「FPC」という。）、健全性規制機構（以下「PRA」という。）及びFCA（金融行動監視機構）である。FPCは企業の直接的監督は行わず、マクロの健全性規制を担当して、経済及び金融の安定に影響を与えるシステム・リスクの検討を行っている。PRA及びFCAは、ミクロの健全性監視役としてのFSAの既存機能の大部分を引き継いでいる。当行等の一部の金融機関は今や「二重規制対象」事業者となっており、PRAによる健全性規制とFCAによる行為規制の両者の対象となっている。これらの改革は新たな規制機関に追加の権限を付与している。イングランド銀行の委員会であるFPCは、CFAあるいはPRAに指示を行う権限を有しており、英国財務省、FCA、PRA又は「その他の者」に勧告を行うことができる。さらに、新しい欧州の監督機関である欧州銀行監督局、欧州保険年金監督機構及び欧州証券市場監督局は、EU全域の規制問題により大きな影響を与えると思われる。これらの進展は、当行に対する規制と監督の方法に継続的な変化をもたらすと予想される。

バーゼル委員会は、銀行の自己資本及び流動性の規制について、最低要件の実質的強化を含む大幅な変更を承認した。全国レベルでの実施は現在も進行中である。

HSBCホールディングス及びその子会社（以下「HSBCグループ」という。）は、金融安定理事会（以下「FSB」という。）によりグローバルなシステム上重要な銀行（以下「G-SIB」という。）に分類されており、バーゼルIIIの最低普通自己資本Tier I要件の7%を少なくとも2.5%上回る、より高い自己資本基準の充足が必要とされている。ただし、当行の自己資本管理に与える影響は明確でない。

現在米国において進行しているドット＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法（通常は「ドット・フランク法」と呼ばれている）及び関連最終規則の実施は、HSBCグループに追加コストを発生させるか又は業務遂行方法を制限若しくは制約する可能性がある。これら改革の詳細、影響及びタイミング、並びにそれらが最終的に当行に与える影響は、その多くが依然として不透明である。

また、EUにおいて及び英国内でも全国レベルで、現在多数の規制改革構想が様々なステージで進行しており、それらにより当行に追加コストが発生したり、当行の業務遂行方法が制限又は制約されたりする可能性がある。再建及び破綻処理に関する英国及びEUの提案は、当行グループの構造に変化を

もたらす可能性がある。さらに、EUレベルの構想は、EUによるバーゼルIII提案（以下「CRD IV」という。）の実施、再建破綻処理指令（RRD）の提案、欧州市場インフラ規制（以下「EMIR」という。）及び改定された金融商品市場指令（以下「MiFID」という。）の実施を含んでいる。バーゼルIII自己資本規制枠組みの実施目標日は2013年1月1日であったが、CRD IVの内容はまだ欧州議会及び欧州理事会により承認されていない。しかしながら実施された場合には、自己資本要件の引上げ及び自己資本構成内容の定義の変更により当行が計画した業務活動が制約されてコストが増大する可能性がある故に、当行の収益が悪影響を受ける可能性がある。

英国の国内レベルでは、関連するその他規制の構想にFSAの「個人向け金融商品販売制度改革」及び「モーゲージ市場改革」が含まれており、販売プロセスとインセンティブ、商品と投資適合性及び業務の遂行に対する注目等、「業務リスク」についてより一層重視されている。これら改革の詳細及びタイミング並びにそれらが最終的に当行に及ぼす影響については、依然として不透明である。

これらの措置は主に個人顧客との取引行為に関するもの（であるがこれに限られないものであり、この重視と関連して、英国の規制当局はこれまでも増して、過去に行われた取引と顧客補償の実行及び補償制度又はその他潜在的に重要な是正策等を検討する権限を含め、既存及び新たな介入と執行の権限を使用している。さらに、英国及びその他の規制当局は、個別金融機関に関する又はより一般的に個別の商品に関する、顧客の苦情に対応して行動を起こす可能性が高くなっていると思われる。

英国及びその他の規制当局は、当行にも影響する可能性のある将来の業界全体に及ぶ不適正な販売及びその他の問題を認識するかもしれない。その場合は重大な直接的コストや負債が発生する可能性がある。さらに、英国又は海外の規制当局が下した決定がより広範囲に及ぶ顧客の集団又はグループに適用された場合は、当行の事業、業績、財務状態及び将来展望に重大な悪影響を与える可能性がある。

英国政府は、独立銀行委員会の勧告に基づいて、銀行業の改革に関する法案を提出している。追加提案がフランス及びEUにおいて検討されており、結果として構造的変化が生じた場合には当行に重大な悪影響が生ずる可能性がある

英国の独立銀行委員会（以下「ICB」という。）は2011年9月に最終報告書を公表した。英国政府は、基本的にリングフェンスのリテール・バンクの設立及びより大きな第1次損失吸収能力の設定の原則を含むICB勧告に対して幅広い承認を表明した。さらにICBは、銀行にある適格者預金のうち最初の85,000ポンドを優先債務とすることを提案するよう勧告して、倒産の場合にも他の債権者に優先する地位を与えられるようにした。

その後2012年に、英国政府はICB提案に関する協議を行った。2012年10月、最初の法案が立法前の事前精査のため、銀行改革法案（以下「銀行改革法案」という。）という形で銀行基準に関する英国議会委員会に提出された。現在英国政府は、銀行基準に関する英国議会委員会との協議を踏まえて銀行改革法案を調整すべきか否かを検討している。銀行改革法案は、ICBの最終報告に記載されたすべての勧告やその後の協議で浮上した調整を組み込んだものではない。それらの詳細は第2次法及び監督当局により導入される基本的規則に反映される予定である。2013年2月、英国の大蔵大臣は、銀行がリングフェンスをごまかそうとしたり無視しようとした場合は、完全な分離を義務付ける可能性がある」と発表した。

英国政府は、銀行改革法案及び関連するすべての第2次法の成立に関する最終期限を2015年5月（現議会の会期末）と提案している。また英国政府は、リングフェンス改革の実施及び預金者優先制度の導入に関しても2019年1月1日というICBの望む期限を採用することを示唆している。

ICBは、適用可能な場合にはリングフェンスのリテール・バンクを創設して、英国のリテール・バンキングとホールセール・バンキングの営業を分離することを提案している。その場合のひとつの要件は、英国の個人顧客及び小規模会社のすべての預金及び当座借越ならびに支払サービスが、リングフェンスのリテール・バンクにより提供されることである。しかしながら、リングフェンスのリテール・バンクは、より規模の大きい顧客に対して銀行サービスを提供することも認められる可能性がある。

また英国政府は、リングフェンスのリテール・バンクも一部の比較的単純なヘッジ取引を行えるようにすることも提案している。

ICBは、大規模なリングフェンスの銀行に対して少なくともRWAsの10%に相当する「リングフェンス・バッファ」資本を維持するよう要求すべきであり、かつ当行を含む大規模銀行に関しては最低レバレッジ比率を4.06%に調整すべきであるということも勧告した。しかしながら英国政府は、バーゼルIIIの提案に記載されたとおりレバレッジ比率を最低の3%に維持すべきことを提案している。

ICBに関して上述した提案が実質的に記載された形で採用された場合、当行の会社組織及び英国において行っている事業活動は大きな変更が必要になると思われる。この変更には、リングフェンスのリテール・バンクを既存の英国法人銀行から分離することが含まれることとなる。この提案が実施されるまでには長期を要すると思われ、その実施ならびに再構築された当行事業の運営の両面において、当行のコストは大幅に増加すると予想される。

2012年2月、欧州委員会はEU域内銀行の潜在的構造変化を検討するためフィンランド銀行総裁のエルッキ・リーカネンの下にハイレベルな専門家グループの任命を行った。リーカネンのグループは2012年10月2日にその勧告を提出し、そこには大手銀行の一定のマーケットメイキング業務とトレーディング業務を預金受入業務及びリテールの支払業務から区別（リングフェンス）すること、破綻処理ツールとしてのペイルイン手段の使用に対する変更の可能性、銀行の自己資本要件の変更（特に取引資産及び不動産ローンに関連して）、並びにその他多数の勧告が含まれていた。欧州委員会はこの勧告に関して協議を行った。協議に対する反応の要旨は2012年12月21日に発表され、そこには銀行のトレーディング業務の強制的分離に関する提案が最も多くの批判と論争の対象となったことが記載されていた。2013年1月、委員会は2013年第3四半期にEU域内銀行の構造改革に関して指令又は規則を発表する考えであることを示唆した。

フランス政府も、銀行内で限定された範囲のトレーディング業務を行うことを禁止する法律を提案しており、それらは現在議会において精査されている。英国におけるICBの提案、フランスの提案及びEUレベルにおけるリーカネン提案の相互の関係はまだ明確でない。

当行には、当行が営業を行っている国々の税金に関するリスクがあり、それらは当行の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある

当行は、当行が営業しているすべての国の税法の実体及び解釈に服しており、それに関連して税務当局による定期的なレビューと監査を受けている。当行は、税務当局への支払が予想される金額に基づいて将来発生し得る納税債務に備える準備をしている。最終的に支払われる金額は、それらの事柄の最終決着如何により、準備された金額と大きく異なることがある。税法、税率及び遵守しなかった場合の罰金の変更は、当行の事業、財務状態及び/又は業績に重大な悪影響を与える可能性がある。

当行の事業運営、企業統治及びコンプライアンスを含めた内部統制システムに関するリスク

当行のリスク管理対策は功を奏しない可能性がある

リスク管理は、当行のすべての業務にとって必要不可欠な部分である。リスクは、不確実性及び結果としての収益変動に対する銀行のエクスポージャーに相当する。特に、リスクは、様々なソースの不確実性から生じた収益性又は財務状態に対する悪影響に等しい。それらのソースには、リテール及びホールセール信用リスク、市場リスク、業務リスク、非取引市場リスク（non-traded market risk）、保険リスク、集中リスク、流動性リスク及び資金調達リスク、訴訟リスク、名声リスク、戦略的リスク、年金債務リスク、並びに規制リスク等がある。当行は、財務、信用、市場、業務、コンプライアンス及び法務等の、独立していながら相互補完的な各種の統制及び報告のシステムを通じて、当行リスク・エクスポージャーのモニターと管理に努めている。当行は幅広く多角的なリスク・モニタリングとリスク緩和の手法を組み合わせて使用しているが、そのような手法及びそれらを適用する場合に必要な判断は、好ましくない事象や個別の事柄及びその結果が実現するタイミング等を全て予見することはできない。適切にリスクを管理することができなかった場合は、当行の事業、将来展望、財務状態及び/又は業績に重大な影響が生ずる可能性がある。

業務リスクは銀行業務に固有のものである

当行は多くの種類の業務リスクに晒されており、それらは不正行為、その他の犯罪行為（社内及び社外を問わない）、プロセス又は手順の機能停止及びシステムの障害又は使用不能等、銀行業務に固有のものである。これらのリスクは、当行が、当行又は当行顧客に対するサービスの提供を外部のサプライヤーやベンダーに依存している場合にも、同様に存在する。そのようなリスクが顕在化した場合、当行の事業、将来展望、財務状態及び業績は重大な悪影響を受ける可能性がある。このリスク要因に関するいかなる点を考慮しても、このリスク要因は、上場を認められた証券の発行会社としての当行の義務又はFCA及びPRAの規制下で監督されている会社としての当行の義務を、当行が遵守できないであろうことを意味するものと解釈されるべきではない。

当行の営業は不正行為の脅威に晒されている

不正行為を行う者は、貸付業務、インターネット・バンキング、支払、カード・サービス、口座乗っ取り等、当行の商品、サービス及びデリバリー・チャンネルを標的とすることがある。それら事象の状況によっては、当行にとっての財務的損失、好ましくない顧客経験、名声の毀損及び潜在的規制措置がもたらされることがある。そのようなリスクが顕在化した場合は、当行の事業、将来展望、財務状態及び業績に重大な悪影響が生ずる可能性がある。

当行の営業は外部環境により阻害されることがある

当行は地理的に多くの場所で営業しており、当行が制御できない事象の影響を受けることがある。これらの事象は、自然災害及び疫病等の天災、テロ活動及び社会不安を含む地政学的リスク並びに輸送機能の停止や停電等のインフラ問題等の不可抗力であることがある。これらのリスク事象は当行サービスの中断を引き起こし、物的損害及び/又は人命の損失をもたらす、当行に経済的影響を与えることがある。そのようなリスクが顕在化した場合は、当行の事業、将来展望、財務状態及び業績に重大な悪影響が生ずる可能性がある。

当行の業務運営には第三者のサプライヤーが使用されている

当行は一部の商品及びサービスの供給に第三者である業者も使用している。商品及びサービスの重要な第三者サプライヤーの管理が不適切な場合は、当行の業務上及び事業上の要求を充足できなくなる可能性があり、結果として規制上の違反、民事罰や罰金又は株主価値と当行の名声/ブランド・イメージの両者に対する損害等が生ずることがある。そのような失敗があった場合は、当行の事業、将来展望、財務状態及び業績に重大な悪影響が生ずる可能性がある。

当行の業務は情報技術システムに大きく依存している

当行の情報及び技術インフラ並びに当行の顧客データベースの信頼性と安全性は、バンキング・アプリケーション及び処理のサービス・アベイラビリティを維持し、HSBCブランドを守るために不可欠である。当行の支払システム、財務管理、リスク管理、信用分析及び報告、会計、顧客サービスその他の情報技術システム並びに当行支店及び主要なデータ処理センター間のコミュニケーション・ネットワークが適切に機能することは、当行の業務にとって極めて重要である。

重大なシステム障害、長期にわたるサービスの中断、重大なデータセキュリティ違反、それらの中でも特に顧客の秘密情報に係るものは、当行の顧客サービス能力を大きく損ない、当行の従うべき規則に違反し、当行の業務、将来の見通し、財務状態、信用及び/又は業績に重大な悪影響を及ぼしかねない当行の業務及びブランドに対する長期的な損害を与えるおそれがある。これらの中には、当行の主要な支払サービスの運用が含まれる。

サイバー攻撃の危険は当行組織にとっての懸念であり、当行業務をインターネット犯罪やサーバー攻撃から守ることができなければ、当行の信用及び顧客獲得・確保能力を損なうおそれのある財務上の損失、顧客データその他の秘密情報の喪失につながりかねない。これは、当行の業務、財務状態及び/又は業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

当行業務には固有の名声リスクがある

名声リスクとは、当行自身、職員、当行代表者又は当行顧客による非合法的、非倫理的若しくは不適切な行動で、当行の信用を傷つけ、業務の喪失、科料又は罰金につながりかねないものをいう。名声リスクは、当行の業務活動の在り方又はそのイメージ、財務実績並びに銀行業界及び金融業界一般の実務又はそのイメージに関するネガティブな世論から発生する場合がある。

現代技術、とりわけ短時間で最少の費用により多数の聴衆に連絡できるオンライン・ソーシャル・ネットワークその他の送信ツールは、有害情報及び風評の影響をより深刻にし、悪化させる可能性がある。ネガティブな世論は、当行の顧客獲得・確保能力、とりわけ法人及び個人預金者に悪影響を及ぼし、当行の業務、将来展望、財務状態、信用及び/又は業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

当行は従業員の不正行為により損害を被るおそれがある

当行の業務は、潜在的な規則及び方針違反並びに従業員の不正行為、過失又は詐害行為のリスクに晒されており、これらは規制当局による制裁及び深刻な名声上又は財務上の悪影響をもたらしかねない。近年、多数の多国籍金融機関が、「悪徳トレーダー」その他従業員の行為による巨額損失を被っている。従業員による不正行為を事前に防止することは常に可能というわけではなく、当行がこうした行為を防止し発見するためにとる手段は常に効果があるわけではない。

当行は適切な上級管理職及び優れた人材の採用、確保及び育成に依存している

当行が成功を続けるには、管理職チームの主要メンバーが勤続することも、ある程度は必要である。高い能力を持ったプロフェッショナルを採用し、訓練し、動機づけ、確保し続ける能力は、当行の戦略の重要要素の一つである。当行の成長戦略の実施の成功は、本店及び各事業単位の双方において優れた管理職が得られるか否かにかかっている。当行の事業単位その他の機能が一つでも適切な人員配置を欠くか、1名以上の主要上級管理職が辞任した場合に適切な後任者を速やかに補充できなければ、管理リスク及び業務リスクを含む当行の事業見通し、財務状態及び/又は営業結果は、深刻な悪影響を被るおそれがある。同様に、当行が有能なプロフェッショナルを採用し、適切に訓練し、動機づけ、確保できなければ、当行の業務に悪影響を及ぼしかねない。

当行の財務諸表は、一定程度仮定及び見積りに立脚しているため、これらが不正確な場合には当行の業績及び財務状態の重大な誤謬につながりかねない

財務諸表の作成には、資産、負債、収益及び費用に関する報告数値に影響を与える経営者の判断、見積り及び仮定が必要になる。見積りに固有の不確実性のため、将来の実績報告は、見積りとは異なる数値に基づく場合がある。見積り、判断及び仮定は常時評価され、過去の経験その他現在の状況下で合理的と考えられる将来の事象の予想等の要因に立脚している。財務見積りの改定は、当該見積りが改定される期間及びその影響を受ける将来の期間について認識される。重要性並びに重要な判断及び見積りの観点から、当行の業績及び財務状況にとって重要とみなされる会計方針には、貸付金及び前渡金の減損、のれんの減損、金融商品の評価、年金及び負債性引当金が含まれる（詳しくは、平成25年5月1日提出の有価証券報告書第一部、第6、経理の状況－1 財務書類－2012年12月31日終了事業年度財務書類－財務諸表注記の注記3「特に重要な会計方針」を参照のこと）。

公正価格により測定された金融商品の価値は主観的な場合があり、観察不能なインプットを含むモデルの場合はなおさらである。そうした商品の評価に結び付いた不確実性及び主観性のため、前提とした見積り及び仮定が不正確であることが判明した場合には、当グループの営業成績及び財務状況に、重大な誤謬が含まれる可能性がある。詳しくは、第一部、第6、経理の状況－1 財務書類－2012年12月31日終了事業年度財務書類－財務諸表注記の注記3「特に重要な会計方針」を参照のこと。

当行が連結財務諸表を作成する際に前提とした判断、見積り、仮定が不正確であったことが後日になって判明した場合、このことは、当行の業務、財務状態、将来展望及び/又は業績に重大な影響を及ぼし、当行の資金需要及び自己資本比率に相応する効果を及ぼす可能性がある。

当行の知らないところで、第三者が当行を違法行為の手段として使用し、そのために当行が重大な悪影響を被る可能性がある

当行は、当行に関連するマネーロンダリング防止法及び規制の順守を求められており、内部手続や「顧客熟知規則」手続等、当行がマネーロンダリングに利用されることを防止するための様々な指針及び手続を採用している。また、近年の米国政府の金融機関に関連する政策は、マネーロンダリング対策及び米国の経済制裁の実施に主な重点を置いて策定されている。

法規が認める場合、当行は、マネーロンダリング対策手続の維持とその適正な適用を特定の取引先に委ねることができる。法規が認める場合、そうした委託は、当行（及び関連する当行の取引先）の知らないところで、第三者が当行（及び関連する当行の取引先）を違法な現金操作等のマネーロンダリングの手段として使用することを完全に防止するものでなくてもよい。当行がマネーロンダリングの当事者になった場合や、当行がマネーロンダリングに関与した場合又は関与したとの非難を受けた場合でも、当行の信用は失墜し、罰金、制裁措置又は法的執行（特定の団体に当行との取引を禁じる「ブラックリスト」への記載等）の対象になる可能性がある。これらのうちの一つでも起これば、当行の業務、今後の展望、財務状態又は営業成績に重大な悪影響を及ぼしかねない。

当行の業務に関連するリスク

当行は、金融部門における取引先リスクその他の集中リスクに対するエクスポージャーが高い

当行は、実質的にすべての主要業界と取引先のリスクに晒されており、日常的に、証券会社、ディーラー、商業銀行、投資銀行、ミューチュアルファンド及びヘッジファンドその他の法人顧客等の金融企業と取引をしている。こうした取引の多くは、当該取引先又は顧客がデフォルトに陥った場合、当行を信用リスクに晒す。当行の資金調達及びリスク管理に関する日常業務遂行能力は、他の金融機関の行動や商業上の健全性により重大な悪影響を受けるおそれがある。金融機関は、その取引や決済、取引先その他の関係を通じて、必然的に相互に依存している。したがって、個々の金融機関のデフォルト若しくは市場における信用失墜又は金融部門全体に対する懸念は、個別金融機関だけではなく、金融システム全体の問題、デフォルト及び損失に発展するおそれがある。担保の取得により取引先リスクが軽減されていても、当行が保有している担保を実行できない場合や、実行価格が当行のローンエクスポージャー額又はデリバティブエクスポージャー額を回収するに足りない場合には、当行の信用リスクは高止まりする可能性がある。法の改正が、担保物件の競売その他の当行の契約上の権利の執行能力に影響する危険もある。

担保権が実行できないというリスクは、法改正により、担保物件の競売その他の当行の契約上の権利の執行能力に影響を受ける場合等においても生じ得る。

当行は、公正価格で取り扱われているクレジット・デフォルト・スワップ（「CDS」）及びその他のクレジットデリバティブ等の緩和手段に起因するクレジットエクスポージャーも有している。これらの金融商品の公正価格の緩和手段として使用されるCDS及びその他のクレジットデリバティブによる取引先のデフォルトリスクは、担保が設定されている原金融商品の評価額と想定クレジットリスクに応じて変動する。これらの加減又は公正価格の変更は、当行の財務状態及び営業成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

市場の変動により、当行の収益又はポートフォリオの価値が減少する可能性がある

当行の業務は、本質的に、金利、インフレ率、クレジットスプレッド、為替相場、商品、株式、社債及び不動産価格の変動、ボラティリティ上昇等の金融市場、経済全般のリスク並びに当行顧客が当行の業務、価格設定及びヘッジの前提に反した行動をとるリスクに晒されている。

市場の動きは、将来も様々な重要領域で当行に重大な影響を及ぼし続ける。例を挙げると、当行の年金制度資産には株式及び債券が含まれるが、株式価格及び金利の変化に伴い、そのキャッシュフローは変化する。銀行取引及び売買取引は、金利リスク、為替リスク、インフレリスク及びクレジットスプレッドリスクに晒されている。金利水準、公定金利に対する銀行間スプレッド、イールドカーブ

及びスプレッドの変動は、貸付及び借入コスト間の金利スプレッドに影響する。ボラティリティ及びマージンが将来変動する可能性は残っている。既存ローン及び預金に対する固定金利又は商品条件に対する競争圧力により、当行が、公式金利及びホールセール市場金利の変動に対応して、顧客金利を変更する余地が制限されることがある。

当行の保険業務は、市場の変動により保険商品の債務額とその裏付けになる投資資産の間に mismatches が生じるリスクに晒されている。マーケットリスクは、当行の保険商品に対して、その商品及び関連契約に応じて、様々な形で影響する可能性がある。例を挙げると、資産利回り及び負債利回り並びに期日の mismatches は、金利リスクを生む。こうしたリスクには顧客が直接負担するものと、市場への過大投資により保険業務そのものが負担するものがある。保険契約には、不利な投資市場において価値が上昇する保証及びオプションを含むものがある。保険業務には、そうした保証及びオプションの費用の一部を負担するリスクがある。投資市場の実績は、このように保険及び投資契約に織り込まれている価値及び当行の営業成績、財務状況及び今後の展望に直接影響する。

市場条件の変化を正確に予想することは困難であり、そうした変化は、当行の業務、営業成績、財務状況及び今後の展望に重大な悪影響を及ぼしうる。

流動性及び容易な資金調達は当行の業務の必須要件である

当行の有担保・無担保借入能力及びそのコストは、金利又はクレジットスプレッドの上昇、信用枠、流動性関連の規制要件又は当行若しくは銀行部門に関する市場認識（当行の実現又は想定された信用度を含む）の影響を受ける可能性がある。

当座預金及び要求払い預金又は通知預金が、当行の資金調達の重要部分を占めており、当行は、その安定性確保を重視している。預金の安定性は、当行の資本力及び流動性に対する投資家の持続的な信頼並びに価格設定の比較可能性及び透明性に依存している。預金は、長期的に安定した資金調達源となっているが、それが永続するとは限らない。

当行は、資産と負債の期日及び通貨を調整し、現地市場における存在を維持するため、ホールセール市場にも参加している。無担保の長期若しくは短期借入資本市場における資金調達能力又は有担保貸付市場へのアクセス能力がなければ、当行の流動性に重大な悪影響が及ぶおそれがある。マクロ経済の成長不振、市場の混乱又は規制の変化により、当行の資金調達コストが増大するか、当行の業務を維持又は拡張するための資金調達能力に問題が生じ、当行の業務、将来見通し、財務状況又は営業成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当行が、預金又は資本市場による資金調達ができなくなった場合、当行の流動性ポジションは悪化し、当行は、預金の引き出し要求又は満期支払に応じられないか、借入金の期日返済ができなくなるか、契約与信枠及び保証契約上の当行債務の返済ができなくなるか、新規ローン、投資及び業務ができなくなるおそれがある。当行は、債務返済のため、無傷の資産を整理する必要が生じるかもしれない。流動性逼迫時には、当行は自行資産の一部が売却できないか、不利な価格で売却しなければならないおそれがあるが、いずれの場合においても、当行の業務、今後の展望、営業成績又は財務状況に重大な悪影響が及ぶ危険がある。

当行、当行子会社又はそのそれぞれが発行する債権の信用格付けの引き下げは、当行の資金調達費用を増加させるか資金調達能力を減殺させ、当行の流動性ポジション及びインタレストマージンに悪影響を及ぼすおそれがある

信用格付けは、当行の市場における資金調達コストその他の条件に影響する。格付け機関は、定期的に当行及び特定の当行子会社並びにそれぞれの債券の格付けをしている。この格付けは、当行又は関連する法人の相対的な財務体質の評価及び金融業界一般に影響する諸条件等、多数の要素に基づいている。2012年、当行の長期信用格付けは、ムーディーズが同社のグローバルな銀行格付けを見直した結果、「Aa3」に、フィッチがHSBCグループの財務体質を見直した結果、「AA-」に、それぞれ引き下げられた。特に、金融業界及び金融市場が直面している困難を勘案すると、格付け機関が、当行又は関連する法人の現行格付け又は見通しを維持するという保証はあり得ない。こうした格付け及び今後の展望の引き下げは、当行の資金調達コストを上昇させ、資本市場へのアクセスを制限し、追加担保の

差し入れを要求させ、結果として、当行のインタレストマージン及び／又は流動性ポジションを大きく悪化させる。

当行業務には貸出先の信用度に関するリスクが内在している

信用度の変化、並びに貸出先に対するローン及び取引先（再保険者、デリバティブ取引の相手先等）から受け取るべき金額の回収可能性の変化に起因するリスクが、広範な当行業務に内在している。経済条件の総合的な悪化又は金融システムのシステムック・リスクに起因する当行の貸出先及び取引先の信用度の変化の悪影響は、当行資産の回収可能性とその価値を減殺し、当行ローンの減損費用の増加を余儀なくさせるおそれがある。

当行は、当行のクレジットエクスポージャーに内在する貸倒れに対する減損引当金を見積っており、認識もしている。当行の成績及び財務状況に重要な意味を持つこの作業には、経済条件によって、当行貸出先による当行ローンの返済能力及びその他の取引先がその債務を履行する能力が損なわれる程度の予測等、困難かつ複雑で主観的な判断が必要になる。そうした評価によくあるように、当行が特定した関連要因の影響を正確に予想できない、あるいは、関連要因を特定できない可能性がある。さらに当行が取引相手の信用度の査定に用いる情報が不適格又は不正確な場合がある。当行が、取引相手の債務返済能力を不正確に評価すれば、当行の業務、今後の展望、財務状況又は営業成績に重大な悪影響が及ぶ危険がある。

当行の保険業務は、保険請求率及び保険の顧客の行動変化に関連するリスクに晒されている

当行は、複数の種類の生命保険商品等、多様な保険商品を当行と銀行取引のある顧客に提供している。保険請求及び保険金の費用は、死亡率及び罹患率、失効率、解約率、並びにその保険が貯蓄要素を有する場合は、債務を支える資産の利回り等の多数の要因に影響されうる。これらの要因のいずれかが悪化した場合、当行の財務状態及び営業成績に重大な悪影響を及ぼす危険がある。

当行は、当行の年金制度に多大な寄与を求められる場合がある

当行は、確定給付年金制度等多数の年金制度を運営している。年金制度債務は、長期金利、インフレ率、給与水準及び制度加入者の寿命に応じて変動する。当行が、当行の年金制度に求められる寄与水準は、当行のキャッシュフローに直接影響する。年金資産が現行債務をカバーするに十分でなければ、当行は高水準の寄与を求められることになる。その結果、これらの年金制度の不足額が、当行の業務、今後の展望、財務状態及び（又は）営業成績に重大な悪影響を及ぼす危険がある。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

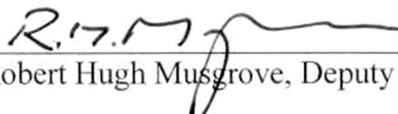
Certificate of Eligibility for Shelf Registration


27 June 2012

To: Director-General of Kanto Local Financial Bureau

Issuer: HSBC Bank plc

Representatives of the Issuer:


Robert Hugh Musgrove, Deputy Secretary


Kate Elizabeth Hudson, Assistant Secretary

1. The Issuer has filed the Annual Securities Report, which will be publicly available for one year; and
2. The aggregate principal amount of the Issuer's bonds that have been issued or distributed in Japan through the filing of a Securities Registration Statement or a Shelf Registration Statement within five years before the filing date of this Shelf Registration Statement (29 June 2012) is JPY 10 billion or more.

HSBC BANK PLC JAPANESE YEN BONDS - FIRST SERIES (2009)

Issue Date: 29 September 2009

Aggregate Principal Amount: JPY 89.8 billion

「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

2012年6月27日

関東財務局長 殿

会社名 エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー

代表者の役職氏名 副秘書役 ロバート・ヒュー・マスグローヴ

秘書補佐役 ケイト・エリザベス・ハドソン

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成24年6月29日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー第1回円貨社債（2009）

（平成21年9月29日発行）

券面総額又は振替社債の総額 898億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

主要事業

HSBCの目的は、銀行業務及び関連金融サービスを幅広く提供することである。当行グループは、事業を英国リテール、欧州大陸リテール、グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ及びグローバル・プライベート・バンキングの4つのセグメントに分けている。

2012年12月31日現在、当行は、英国に1,178支店、マン島及びチャンネル諸島に13支店を開設している。そのほか、ベルギー、チェコ共和国、フランス、ギリシャ、香港特別行政区、アイルランド、イスラエル、イタリア、オランダ、南アフリカ、スペイン及びスイスにも支店を置いている。

当行の子会社は、アルメニア、チャンネル諸島、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港特別行政区、アイルランド、カザフスタン、ルクセンブルク、マルタ、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スイス及びトルコに、銀行、支店、事務所を置いている。

事業セグメント

当行グループには報告対象となる4つの事業セグメントがあり、経営陣は、このセグメントに基づき、営業活動について検討し、資本を割り当て、業績評価を行なっている。

英国リテール

英国リテール事業は、2つの世界規模の業務で構成されている。すなわち、リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント部門とコマーシャル・バンキング部門である。リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント部門は、英国の個人顧客に対し、多様な販売チャンネルを通じ、HSBC、ファースト・ダイレクト、マークス・アンド・スペンサー・バンク、パートナーシップ・カードTM等、さまざまなブランドの下で、幅広いサービスを提供している。コマーシャル・バンキング部門は、個人事業主から上場企業までを含む営利団体に、幅広い金融商品とサービスを提供している。

欧州大陸リテール

欧州大陸リテール事業は、2つの世界規模の業務で構成されている。すなわち、リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント部門とコマーシャル・バンキング部門であるが、これらは、英国リテール事業に類似するサービスを、現地の個人顧客と国外に居住する個人顧客、さらには、国際的な事業展開に関心を持つ企業に提供している。欧州大陸リテール事業の主な営業拠点は、フランス、ドイツ、トルコ、マルタに置かれている。

グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ

グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ事業は、世界中の主要な政府、企業及び、機関投資家並びに個人投資家に対して、顧客のニーズに応じた金融ソリューションを提供してい

る。事業は、2つの主要なビジネスラインで運営されている。すなわち、グローバル・バンキング部門とグローバル・マーケット部門である。このような体制により、当行グループは、HSBCグループの事業基盤に最も適した取引先及びセクターに焦点を当て、顧客にHSBCの金融商品とサービスを総合的に提供することができる。

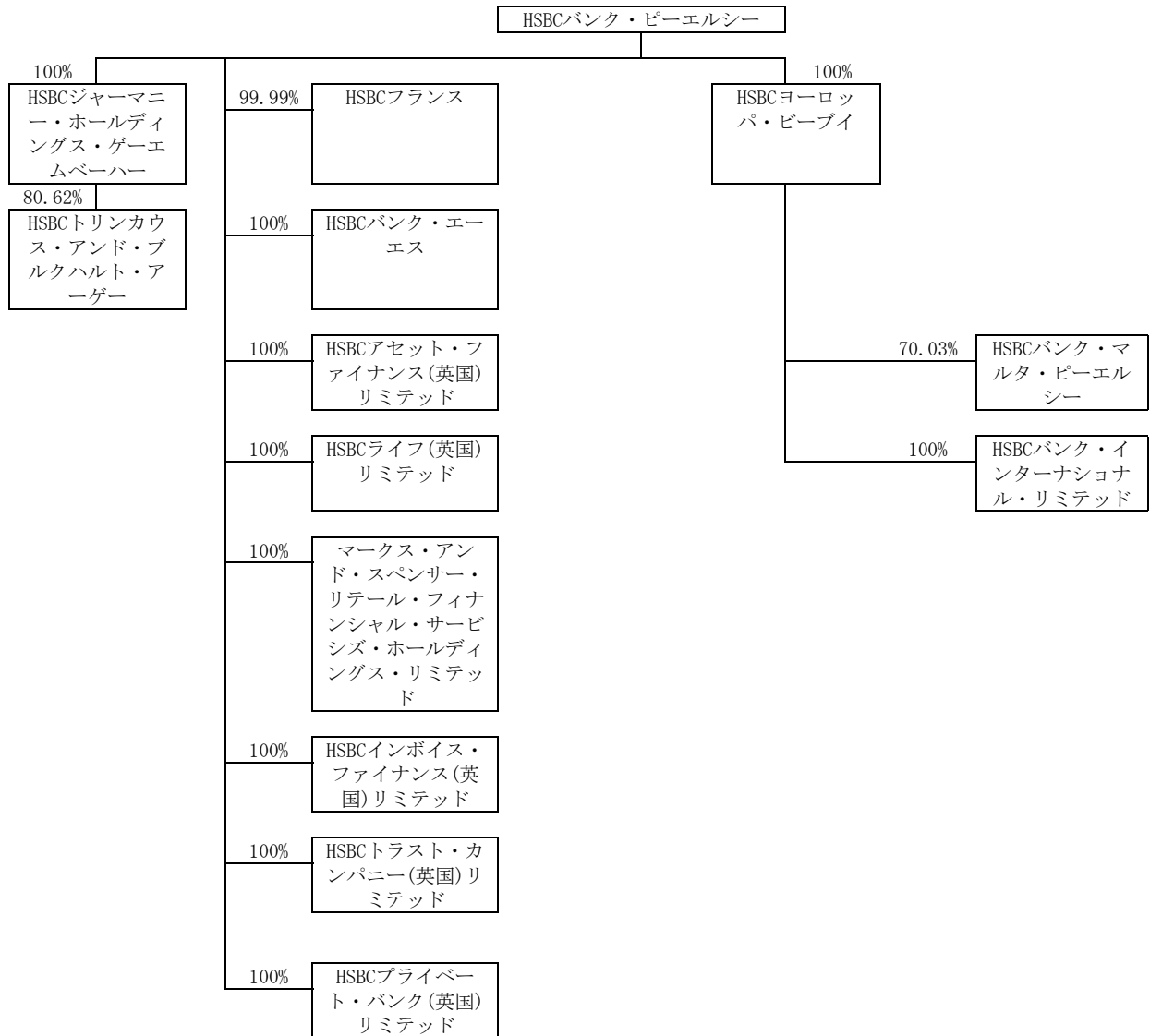
グローバル・プライベート・バンキング

グローバル・プライベート・バンキング事業は、十分な個人資産を持つ顧客とその家族に対して、銀行サービス、投資サービス及びプランニング・サービスを提供している。

HSBCバンク・ピーエルシーの主要な子会社

	設立国又は登録国	2012年12月31日現在 株式資本における HSBCバンク・ピー エルシーの持分 (%)
HSBCフランス	フランス	99.99
HSBCアセット・ファイナンス(英国)リミテッド	英国	100.00
HSBCバンク・エーエス	トルコ	100.00
HSBCバンク・インターナショナル・リミテッド	ジャージー島	100.00
HSBCバンク・マルタ・ピーエルシー	マルタ	70.03
HSBCインボイス・ファイナンス(英国)リミテッド	英国	100.00
HSBCライフ(英国)リミテッド	英国	100.00
HSBCプライベート・バンク(英国)リミテッド	英国	100.00
HSBCトリンカウス・アンド・ブルクハルト・アーゲー	ドイツ	80.62
HSBCトラスト・カンパニー(英国)リミテッド	英国	100.00
マークス・アンド・スペンサー・リテール・フィナンシャル・サービスズ・ホールディングス・リミテッド	英国	100.00

チャート



1 中間持株会社は、必ずしもすべて掲載されているわけではない。

2 主要な経営指標等の推移

財務ハイライト

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
年間(百万ポンド)					
税引前当期純利益 ¹	1,004	3,111	4,011	4,014	4,366
営業収益合計	15,407	16,205	18,099	19,102	16,175
正味営業収益(貸倒損失及びその他の信用リスク引当金控除前)	12,488	14,023	15,076	15,562	14,340
親会社株主に帰属する利益	2,384	2,329	2,959	3,092	3,441
期末(百万ポンド)					
親会社の株主に帰属する株式資本合計	31,675	31,090	31,825	27,787	19,923
リスク加重資産	193,402	227,679	201,720	203,281	257,883
顧客に対する貸付金(貸倒損失引当金控除後)	282,685	288,014	285,218	274,659	298,304
顧客からの預金	324,886	346,129	344,123	332,896	369,880
自己資本比率²(%)					
中核的 Tier 1 資本	11.4	9.1	10.5	10.2	5.9
Tier 1 比率	12.4	10.0	11.4	11.2	6.8
合計自己資本比率	17.3	14.4	16.1	15.7	10.5
業績レシオ(%)					
平均投下資本利益率(基礎数値) ³	6.2	4.7	8.7	9.2	7.8
親会社の平均投下資本(株主資本)利益率 ⁴	3.5	7.4	9.9	13.2	14.5
平均総資産の税引後利益率	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5
平均リスク加重資産の税引前利益率	0.5	1.5	2.0	1.8	1.5
クレジット・カバレッジ・レシオ(%)					
営業収益合計に対する貸倒損失の比率	8.1	7.5	9.0	13.7	10.6
顧客に対する平均貸付総額に対する貸倒損失の比率	0.5	0.4	0.7	1.1	0.7
効率性比率及び収益構成比率(%)					
費用対効果比率 ⁵	82.0	66.2	60.5	52.7	56.6
営業収益合計に対する比率					
-正味受取利息	44.8	44.6	42.5	42.4	35.2
-正味受取手数料	24.5	24.1	22.3	21.3	24.5
-トレーディング純収益	11.9	9.5	11.7	13.7	18.3
財務比率(%)					
顧客の預金に対する顧客への貸付金の比率	87.0	83.2	82.9	82.5	80.6
平均資産合計に対する平均株主資本の比率	3.4	3.3	3.4	2.7	3.0

- 1 HSBCプライベート・バンキング・ホールディングス(スイス)エスエーをHSBCホールディングス・ピーエルシーに売却した売却益1,265百万ポンドを除く。
- 2 当行グループの自己資本比率は、2011年12月31日に(一般的にバーゼル2.5として知られている)CRDIIIの要件の履行の影響を受けている。
- 3 平均投下資本利益率は、事業において達成されたリターンを計測したもので、当行グループの経営者は、この数値に基づき、他社と経営状態を比較することができる。この比率は、親会社の株主に帰属する利益を平均投下資本で除したものと定義されている。平均投下資本は、以下の計算を行った後の平均株主資本合計として測定されている。
 - ・ 自社で使用することを目的として保有する財産に関連する当行グループの再評価剰余金の平均残高は差し引かれる。この引当金はIFRS移行時に当該財産のみなしキャリング・コストを決定する際に積み立てられ、財産の売却に伴い長期にわたって減額される。
 - ・ 当行が発行した優先普通株式及びその他の持分商品(下記「第6 経理の状況－1 財務書類－2012年12月31日終了事業年度財務書類－財務諸表注記」の注記37「払込済株式資本及びその他持分商品」に定義されているもの)の平均額は差し引かれる。
 - ・ 実効キャッシュ・フロー・ヘッジ及び販売用有価証券の未実現利益(損失)に対する平均引当金は差し引かれる。
- 4 平均株主資本利益率は、親会社株主に帰属する利益を株主資本合計の平均で除したものと定義されている。
- 5 費用対効果比率は、営業費用合計を正味営業収益(貸倒損失及びその他の信用リスク引当金控除前)で除したものと定義されている。

財務の概要は、5年間のグループの構造変化によって影響を受けている。